

ご契約のしおり・共済約款

# 乗組員厚生共済(ノリコー) 傷害共済契約



**JF** JF共済

令和2年4月版

## はじめに

ご契約をお申込みいただき、ありがとうございました。

この冊子には、共済約款にもとづき乗組員厚生共済 傷害共済契約（以下「傷害共済契約」といいます。）についての大切なことがらが記載されております。ご契約に際しては、かならずご一読のうえ、共済証書とともに大切に保管してください。

（あらかじめご理解ください）

ご契約のしおりでは、次の用語は、それぞれ次のものを略して使用しています。

**共同事業組合** 共済事業を行う漁業協同組合または水産加工業協同組合をいいます。

**組 合** 共同事業組合および共済事業を行わない漁業協同組合もしくは水産加工業協同組合を総称した名称です。

**J F 共 水 連** 全国共済水産業協同組合連合会をいいます。



## お願いとお知らせ

### ■共済契約にご加入の際には共済約款をご一読ください。

- この冊子に掲載しているご契約のしおりおよび共済約款をご一読され、ご契約の内容や告知などについてよくご理解いただきますようお願いいたします。
- 「ご契約のしおり」は、ご契約についての大切なことがらをわかりやすくご説明したものです。「共済約款」とあわせてご一読ください。
- 「共済約款」はご契約のご加入からお支払いまでのいろいろなことをとりきめたものです。共済証書・ご契約に関しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）と共に大切に保管し、ご利用ください。

### ■共済契約申込書（告知欄を含みます。）は、ご自身で正確にご記入ください。

- 共済契約申込書は、共済契約にとって重要な内容ですので、共済契約申込者ご自身でご記入し、漁業種類や使用漁船など漁労環境に関することや保障の対象となる方などのご記入内容を十分お確かめのうえで、ご署名とご捺印をお願いいたします。
- 共済契約申込書の告知欄は、被共済者となられる方のおからの状態、ご職業など組合がおたずねした事項について共済契約申込者または被共済者（未成年者の場合は、法定代理人とします。）は事実を回答していただくこととなっております。（無記名式契約の場合を除きます。）

### ■お申込内容などのご確認について。

- ご契約のお申込み後または共済金のご請求の際、お申込内容や告知内容についてご確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### ■共済証書の内容をよくご確認ください。

- ご契約をお引受けした場合は、共済証書を交付いたします。もし、共済証書の記載内容がお申込みいただいた内容と違っていたときは、遅滞なく組合にご連絡ください。

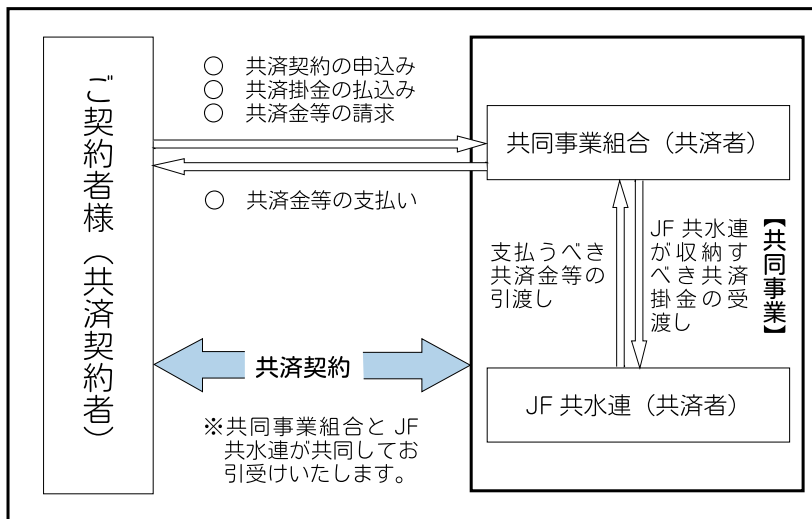
### ■共済証書は大切に保管してください。万が一共済証書が届かない場合または紛失された場合には、遅滞なく組合へご連絡ください。

### ■わかりにくい点がありましたら、ご遠慮なく組合におたずねください。

## JF 共済事業のしくみ

JF 共済は、水産業協同組合法にもとづいて共同事業組合と JF 共水連が運営する共済です。共済契約は、共同事業組合と JF 共水連が共同でお引受けいたします。

### 【共同事業組合と JF 共水連の共同事業方式概要図】



- 共同事業組合：JF 共済のお客様窓口です。共済契約のお申込み・共済掛金のお払込み・共済金のご請求などの手続きは組合でお受けいたします。
- JF 共水連：全国の組合が会員となり組織している団体であり、企画・開発・資金運用などさまざまな面で組合と一体となって JF 共済事業を運営しています。

(注 1) 将来、万が一共同事業組合の経営が困難になった場合でも、共済契約は、他の共同事業組合と JF 共水連が共同して、または JF 共水連が単独でお引受けすることにより、保障を継続してまいります。

(注 2) JF 共水連が単独でお引受けする場合は、共同事業方式とは異なり JF 共水連が共済者となり、直接ご契約のお引受けをし、保障を行う方式となります。

・共済事業を行わない漁業協同組合などを通してご契約した場合には、JF 共水連が単独でお引受けします。そのとき、共済事業を行わない漁業協同組合などが共済事業の事務を行います。

## 個人情報の取扱い

### 【個人情報の利用等にかかわるご説明】

#### （個人情報の取扱い）

個人情報とは、生存する個人についての氏名、生年月日、住所等の情報で、これらに資産、病歴その他の情報を含むこともあります。組合とＪＦ共水連は、ご契約者・被共済者等から取得した個人情報を、原則として組合職員およびＪＦ共水連職員が取り扱います。

なお、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）は、共水連職員が法令により認められる範囲内で取り扱います。

また、組合およびＪＦ共水連で保有する個人情報は、可能な限り最新の状態に保つよう努めます。

#### （個人情報の取得・利用目的）

組合およびＪＦ共水連は、共済事業において必要となる個人情報を、以下の目的で取得・利用します。

1. 共済契約の引受け、契約内容の変更（異動）等、復活または共済掛金の口座振替
2. 掛金の払込案内または契約の復活案内等の契約の維持管理に関する案内
3. 共済証書貸付けまたは共済掛金の振替貸付け
4. 共済金や給付金の支払い
5. その他共済規程および共済約款等に定める契約の履行、サービスの提供
6. 新たな共済保障の提案
7. 新たな共済商品、サービスの研究・開発
8. 市場調査（アンケート調査等）
9. 共済商品の案内・勧誘および各種共済サービスの提供
10. その他、共済契約の適切かつ円滑な履行

#### （個人情報の共同利用）

組合およびＪＦ共水連は次のとおり、組合員・利用者等の個人データを共同利用します。

1. 共同利用する個人データの項目  
①基本情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、資産等） ②共済契約関連情報（共済契約内容、共済契約関係者氏名、告知内容、事故報告等） ③取引関連情報（決済口座、掛金払込み、共済金等支払いの取引内容等） ④個人識別符号（運転免許証番号、パスポート番号等） ⑤要配慮個人情報（病歴等） ⑥その他共同利用する者の利用目的のために必要な情報
2. 共同利用する者の範囲  
組合およびＪＦ共水連
3. 共同利用する者の利用目的  
①共済契約引受けの判断 ②共済契約の継続・維持管理 ③共済金等の支払い ④共済規程および共済約款等に定める契約の履行その他共済契約者サービス ⑤市場調査または組合およびＪＦ共水連が提供する商品・サービスの開発・研究等 ⑥業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先への提供 ⑦組合およびＪＦ共水連の提供する商品・サービスに関する各種情報の提供等

4. 個人データの管理について責任を有する者  
組合およびJ F 共水連

**(個人情報の開示、訂正、利用停止等)**

1. 被共済者・年金受取人または組合員から、組合またはJ F 共水連が保有するご本人の個人情報に関し請求があったときは、組合またはJ F 共水連は遅滞なく、これをご本人に開示し、またはそのご指示に従い、訂正や利用停止等の対応をいたします。
2. 本来の使命を終えた個人情報は即刻消去します。

**【個人情報の取得および利用目的の詳細事項】**

**(共済契約申込、異動請求、復活申込または口座振替依頼の際に取得する個人情報)**

1. 共済契約申込書、異動請求書または復活申込書では、共済契約の引受け、異動または復活に必要な情報として、ご契約者・被共済者等の氏名、性別、生年月日、住所のほか、健康状態、職業等の情報を取得させていただきます。
2. 口座振替依頼書では、共済掛金をご契約者指定の口座から振り替えるため、ご契約者の氏名、住所、口座名義人、口座番号等の情報を取得させていただきます。
3. 共済契約の引受け、異動、復活または口座振替依頼の際にご契約者から取得する個人情報については、その本来の目的以外には使用しません。
4. 契約申込時、異動時または復活時に告知いただく健康状態または既往症等のセンシティブ（機微）な個人情報については、引受け、異動または復活の可否、条件付での引受け、異動または復活の可否にのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。
5. J F 共水連が他の保険会社（海外の再保険会社等を含む。）に再保険を付す場合は、その再保険会社に個人情報を開示することがあります。

**(ご契約者からの契約貸付関連申込の際に取得する個人情報)**

1. 契約貸付け（共済証書貸付け、被共済者貸付けまたは共済掛金振替貸付け）に必要な情報として、ご契約者・被共済者等の氏名、住所等の情報を取得させていただきます。
2. 契約貸付けの際にご契約者から取得する個人情報については、その本来の目的以外には使用しません。

**(共済金受取人からの共済金等支払請求の際に取得する個人情報)**

1. 共済金等の支払に必要な情報として、ご契約者・被共済者・共済金受取人等の氏名、住所等の情報を取得させていただきます。
2. 共済金等の支払の際にご契約者から取得する個人情報については、その本来の目的以外には使用しません。
3. 診断書等のセンシティブ（機微）情報およびご契約の内容等について、次のように取扱いします。
  - ①支払の可否の判定のため診断書等を記載した医師に照会することがあります。
  - ②他の共済団体や保険会社または調査会社等に照会することがあります。
  - ③J F 共水連が他の保険会社（海外の再保険会社等を含む。）に再保険を付していた場合は、その再保険会社に開示することがあります。
4. 提出された診断書等のセンシティブ（機微）な個人情報については、その本来の目的以外には使用しません。
5. J F 共水連が他の保険会社（海外の再保険会社等を含む。）に再保険を付していた場合は、



その再保険会社に個人情報を開示することがあります。

6. 法令により必要と判断される場合、その他個人情報の取得・利用目的を達するために、必要な範囲内で取得した個人情報を第三者に提供することがあります。

**(漁家情報)**

漁家調査等に関し、入手する個人情報については、お勧め商品の作成および勧誘等に利用します。

## ご契約のしおり・共済約款 目次

### ■乗組員厚生共済 傷害共済契約 ご契約のしおり 目次

〔主な共済用語のご説明〕	1
〔ご契約の特徴としくみについて〕	
1 傷害共済契約のしくみ	2
2 共済契約の形態	2
3 被共済者の分類	3
4 傷害共済契約に付加できる特約	4
5 共済金のお支払い	6
6 共済金をお支払いできない場合	12
〔ご契約に際して〕	
7 ご契約の成立と責任の開始	15
8 告知義務について	16
9 ご契約が無効となる場合	17
10 共済掛金のお払込みについて	17
〔ご契約後について〕	
11 ご通知について	18
12 ご契約の解約について	19
13 割戻金について	20
14 共済金などのご請求	20
15 代理請求制度について	22
16 JF共済の相談・苦情窓口のご案内	23

### ■乗組員厚生共済 傷害共済約款 目次

〔普通約款〕	
1 用語の定義（第1条）	27
2 共済契約の締結および共済責任（第2条～第4条）	29
3 共済金の支払いに関する事項（第5条～第12条）	30
4 一般条項（第13条～第39条）	37
〔特約〕	
1 入院給付担保特約	49
2 通院給付担保特約	54
3 病気死亡担保特約	58
4 特定漁船乗組員特約	62
5 特定期間保障特約	65
6 海上傷害不担保特約	67
〔別表〕	
別表1 請求書類	68
別表2 対象となる不慮の事故	71
別表3 後遺障害等級表	73
別表4 対象となる手術	82

別表 5 病気死亡担保特約の後遺障害等級表 .....	85
■身体部位の説明図 .....	88
■J F 共水連各事業本部・事務所等所在地 .....	89

乗組員厚生共済  
傷害共済契約

ご契約のしおり





## 主な共済用語のご説明

主 契 約	共済契約の最も基本となる契約部分で、特約を付加する対象となっている主たる部分のことです。不慮の事故による死亡および後遺障害を保障します。
特 約	共済契約の保障内容を充実させるためや特別な条件で共済契約をお引き受けするために付加することができるものです。
記 名 式 契 約	ご契約の申込書等に記名された方を被共済者とする契約方式です。
無 記 名 式 契 約	被共済者となる方を特定せず、組合の定める漁船に乗り組むすべての方を一括して被共済者とする契約方式で、特定漁船乗組員特約を付加した共済契約をいいます。
共 済 期 間	保障が行われる期間（共済者がその期間内に共済事故が発生した場合に共済金のお支払いの責任を持つ期間）のことです。
責 任 開 始 の 時	共済期間初日の時刻、または共済契約の復活が行われた場合の最後の復活の効力が発生するときをいいます。
共 済 証 書	ご加入いただいた共済金額、共済期間、付加された特約などのご契約内容を具体的に記載したものです。ご契約が成立すると組合から共済契約者へお渡しします。
共 済 契 約 者	組合およびJF共水連と共済契約を締結し、ご契約上の権利（ご契約内容の変更にかかる請求権など）と義務（共済掛金のお支払いなど）を有する方をいいます。
被 共 済 者	保障の対象者となっている方で、死亡および後遺障害などに関して共済金が支払われる方をいいます。
死亡共済金受取人	共済契約者から死亡共済金の受取りを指定された方をいいます。
共 済 掛 金	共済契約の保障の対価として共済契約者からお払込みいただくお金のことです。
告知義務と告知義務違反	共済契約者と被共済者には、ご加入に際し、漁業種類や使用漁船など漁労環境に関するものおよび現在の健康状態や過去の病歴など組合がおたずねする重要な事項について事実を正確にご回答いただく義務があり、このことを告知義務といいます。 その際に、事実を回答されなかった場合、または事実と異なることを回答された場合は、告知義務違反としてご契約が解除され、共済金等のお支払いができないことがあります。
返 戻 金	ご契約を解約された場合などに、共済契約者に払い戻すお金のことです。
割 戻 金	共済事業の決算（年1回）において剰余金が生じた場合に共済契約者に分配してお支払い（還元）するお金のことです。
不 慮 の 事 故	急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ共済約款別表2「対象となる不慮の事故」によるものをいいます。

## ご契約の特徴としくみについて

### 1. 傷害共済契約のしくみ

傷害共済契約は、被共済者が共済期間内に生じた不慮の事故等を原因とした死亡および後遺障害を保障する制度で、被共済者の毎日のくらしを保障する短期型（最長保障期間は1年となります。）の共済です。

### 2. 共済契約の形態

傷害共済契約は、被共済者と共済契約者の関係により、共済契約の形態が分けられます。

契約形態	共済契約の内容
個人契約	団体契約に該当する共済契約以外の共済契約
団体契約	法人、個人事業主および組合等に雇われている船員や従業員等を被共済者とし、被共済者を使用する者（雇用主）を共済契約者とする共済契約

### 3. 被共済者の分類

傷害共済契約は被共済者の海上作業従事状況等により、加入する型が分類されます。

海上作業従事状況等	型	漁業種類等	加入対象者（抜粋）
海上作業従事者	I型	沿岸漁業等	10t未滿漁船漁業等の乗組員 漁業権漁業者 短期漁業従事者※1
	II型	特定漁業	かつお・まぐろ漁業、さけ・ます漁業、 大・中型まき網漁業の乗組員
	III型	遠洋漁業等	I型・II型以外の漁船漁業の乗組員
非海上作業従事者	V型	組合職員等	厚生年金加入の組合等の役職員
	VI型	陸上勤務者	V型以外の陸上勤務者 陸上特例勤務者※2
海上作業の従事 問 わ ず	VI型	行事等参加者	組合等が行う海上を含む行事等 国内旅行等短期の催し事の参加者

※1 短期漁業従事者とは、海上作業従事期間により、7日または15日を共済期間として加入される者をいいます。

※2 陸上特例勤務者とは業務等により7日または15日を共済期間として加入される陸上勤務者をいいます。



#### 4. 傷害共済契約に付加できる特約

(1) 傷害共済契約は、ご契約のお申込み時に次の特約を付加することで保障の充実を図ることができます。

付加できる特約の内容	特約名
不慮の事故による入院、手術を保障する特約	入院給付担保特約
不慮の事故による通院を保障する特約	通院給付担保特約
病気など、不慮の事故以外による死亡・高度障害を保障する特約	病気死亡担保特約
被共済者となる方を特定せず、組合の定める漁船に乗り組むすべての方を一括して保障する特約	特定漁船乗組員特約
陸上のみでの不慮の事故による死亡、後遺障害などを保障する特約	海上傷害不担保特約
組合等が行う行事等や、国内旅行の期間中の不慮の事故による死亡、後遺障害などを保障する特約	特定期間保障特約

(2) 漁業種類によって決定される型ごとに付加できる特約は次のとおりとなります。

特約名	型					VI型	
	I型	II型	III型	V型	陸上勤務者	行事等参加者	
入院給付担保特約	○	○	○	○	○	○	
通院給付担保特約	○	○	○	○	○	○	
病気死亡担保特約	○※	○	○	○	○※	×	
特定漁船乗組員特約	×	○	○	×	×	×	
海上傷害不担保特約	×	×	×	◎	◎	×	
特定期間保障特約	×	×	×	×	×	◎	

◎：自動付加 ○：付加可 ×：付加不可

※ 短期漁業従事者および陸上特例勤務者を被共済者とするご契約については、病気死亡担保特約を付加することはできません。

### (ご留意いただきたい事項)

- 通院給付担保特約について  
通院給付担保特約は、入院給付担保特約を付加する場合に限り付加することができます。
- 病気死亡担保特約について  
病気死亡担保特約は、責任開始の時の年齢が60歳以上66歳未満の方は、共済約款の定めるところにより、病気死亡共済金および病気高度障害共済金を削減してお支払いします。  
また、66歳以上の方は病気死亡共済金および病気高度障害共済金はお支払いできません。
- 特定漁船乗組員特約について  
契約方式を「無記名式契約」とする場合にこの特約を付加します。
- 海上傷害不担保特約について  
海上傷害不担保特約は、陸上勤務者（陸上特例勤務者を含む）を被共済者とする場合に自動付加されます。  
また、この特約を付加した共済契約で業務等により短期間加入する場合（陸上特例勤務者）は、共済期間は7日または15日のいずれかになります。
- 特定期間保障特約について  
特定期間保障特約を付加した共済契約の共済期間は1日、3日または7日のいずれかとなり、被共済者が行事等の実施期間中、行事等への参加期間中、国内旅行の期間中に限り保障します。

## 5. 共済金のお支払い

お支払いする共済金には次のものがあります。(詳しくは「傷害共済約款」をご参照ください。)

### ① 被共済者が「不慮の事故」を原因として死亡・後遺障害の状態になったとき（主契約）

お支払いする共済金	共済金のお支払い事由	お支払いする共済金の額	共済金受取人
死亡共済金	○被共済者が共済期間内に生じた不慮の事故によりその日から200日以内に死亡されたとき	1 被共済者あたりの共済金額	死亡共済金受取人
捜索時特別給付金	○被共済者が海難事故等により死亡し、死亡共済金が支払われる場合であって、所定の捜索を行ったとき（I型契約のみ支払われます。）	1 被共済者あたりの共済金額×5% (50万円を限度とします。)	死亡共済金受取人
傷害共済金	○被共済者が共済期間内に生じた不慮の事故により、その日から200日以内に共済約款別表3「後遺障害等級表」に定める後遺障害の状態になられたとき	1 被共済者あたりの共済金額 × 共済約款別表3「後遺障害等級表」の支払率 (100～2%)	被共済者

(ご留意いただきたい事項)

- 死亡共済金について  
死亡共済金を支払う場合において、同一の不慮の事故により当該被共済者に対して、すでに傷害共済金をお支払いしている場合は、1被共済者あたりの共済金額からその金額を控除した残額をお支払いします。

- 死亡共済金受取人は、次の表の共済契約の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者となります。

共済契約の形態	死亡共済金受取人となるもの
個人契約	あらかじめ指定された者となります。(指定がない場合には、被共済者の相続人となります。)
団体契約	被共済者を使用する者(代表契約者を含みます。)または被共済者の相続人となります。

- 団体契約において、死亡共済金受取人を被共済者を使用する者(代表契約者を含みます。)に指定している場合には、その者を傷害共済金の共済金受取人となります。

(注) 代表契約者は、被共済者を使用する者にかわって共済契約者となる組合または船主協会等の団体をいいます。(以下同様です。)

- 捜索時特別給付金について  
I型契約において、海・河川・湖沼への転落などによる事故により死亡共済金が支払われる場合で、公的機関等により捜索を行った事実が確認された場合に、死亡共済金のほかに捜索時特別給付金をあわせて支払います。

なお、1被共済者あたりの共済金額×5%の金額が50万円を超える場合は、50万円の支払いとなります。

- 傷害共済金の通算支払割合について  
1被共済者にかかる傷害共済金のお支払いは、その被共済者に対する共済期間内の支払率を合計して100%を限度とします。



② 被共済者が入院したとき、または手術を受けたとき（入院給付担保特約）

お支払いする共済金	共済金のお支払い事由	お支払いする共済金の額	共済金受取人
入院共済金	○被共済者が共済期間内の不慮の事故により、その日から200日以内に入院したとき	入院給付担保特約の共済金額 × 入院日数	被共済者
手術共済金	○被共済者が共済期間内の不慮の事故により、その日から200日以内に共済約款別表4「対象となる手術」に掲げる手術を受けられたとき	入院給付担保特約の共済金額 × 共済約款別表4「対象となる手術」の支払倍率 (40・20・10倍)	被共済者

（ご留意いただきたい事項）

- 入院の取扱いについて  
医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、医療法に定められた病院または患者を収容する施設を有する診療所に入院し、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 入院共済金のお支払いについて  
お支払い対象となる入院日数は、入院した日を初日として、1回の事故について200日を限度とします。
- 手術共済金のお支払いについて  
「手術」には、事故のあった日から200日経過後に受けた手術であって、その不慮の事故により入院共済金の支払いを受けることとなる入院の共済期間中に、その不慮の事故の治療を目的として受けたものを含みます。
- 入院共済金および手術共済金の共済金受取人について  
団体契約において主共済契約の死亡共済金受取人を被共済者を使用する者（代表契約者を含みます。）に指定している場合には、その者を入院共済金および手術共済金の共済金受取人とします。

③ 被共済者が通院したとき（通院給付担保特約）

お支払いする 共済金	共済金のお支払い事由	お支払いする 共済金の額	共済金受取人
通院共済金	<p>○共済期間内の不慮の事故により、その日から30日以内に通院を開始し、事故日から180日以内の通院の日数が次に該当したとき</p> <p>①手関節および足関節以上の骨折による場合…5日以上</p> <p>②①以外の場合…10日以上</p>	<p>通院給付担保特約 の共済金額 × 通院日数</p>	被共済者

（ご留意いただきたい事項）

- 通院の取扱いについて
 

通院とは医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、医療法に定められた病院または患者を収容する施設を有する診療所において、医師または歯科医師による治療を入院によらないで受けること（往診を含みます。）をいいます。

なお、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律」に定められた施設に通院した場合などはお支払いの対象とはなりません。
- 通院共済金のお支払いについて
  - ・ 通院給付担保特約の共済金額は、入院給付担保特約の2分の1で、2,500円が限度となります。
  - ・ お支払い対象となる通院日数は、通院を開始した日を初日として、1回の事故について90日を限度とします。ただし、事故日から180日を経過した後の通院はお支払いできません。
  - ・ 頭がい、せき柱、体幹または四肢の骨折をしたため、所定のギブスを常時つけることとなった場合には、ギブスをつけていた日数について通院共済金をお支払いします。
- 通院共済金の共済金受取人について
 

団体契約において主共済契約の死亡共済金受取人を被共済者を使用する者（代表契約者を含みます。）に指定している場合には、その者を通院共済金の共済金受取人とします。

- ④ 被共済者が「不慮の事故」以外の事由を原因として死亡し、または高度障害の状態になったとき（病気死亡担保特約）

お支払いする 共済金	共済金のお支払い事由	お支払いする 共済金の額	共済金受取人
病気死亡共済金	○不慮の事故以外の事由により、共済期間内に死亡したとき 注) 不慮の事故により200日をこえて共済期間内に死亡された場合を含みません。	病 気 死 亡 担 保 特 約 の 共 済 金 額	死亡共済金 受 取 人
病 気 高 度 障 害 共 済 金	○不慮の事故以外の事由により、共済期間内に高度障害になられたとき	病 気 死 亡 担 保 特 約 の 共 済 金 額	被 共 済 者

(ご留意いただきたい事項)

○ 高度障害について

「高度障害」とは、共済約款別表5「病気死亡担保特約の後遺障害等級表」に掲げる第1級の後遺障害の状態をいいます。なお、同表の第2級から第4級までに掲げる後遺障害の状態の2以上に該当した場合（身体の同一部位に生じたものであるときは除きます。）は、第1級の後遺障害の状態に該当したものとみなして取り扱います。

また、責任開始の時にすでであった後遺障害の状態に、その責任開始の時以後に生じた原因による後遺障害の状態が新たに加わって、上記の状態になったときも含まれます。

○ 年齢削減について

ご契約の責任開始の時の被共済者の年齢が満60歳以上の場合の病気死亡共済金は、次のとおりとなります。

契約の効力発生の日の被共済者の年齢	お支払いする金額
60歳～62歳	病気死亡担保特約の共済金額×60%
63歳～65歳	病気死亡担保特約の共済金額×30%
66歳以上	お支払いいたしません。

○ 病気死亡共済金の死亡共済金受取人は、主共済契約の死亡共済金受取人と同一の者となります。

○ 病気高度障害共済金の受取人について

団体契約において主共済契約の死亡共済金受取人を被共済者を使用する者（代表契約者を含みます。）に指定している場合には、その者を病気高度障害共済金の共済金受取人とします。

## 6. 共済金をお支払いできない場合

次のような場合などには、共済金のお支払いはできません。(詳しくは「傷害共済約款」をご参照ください。)

### ① 共済金のお支払いができない事由に該当したとき

共済金の種類	共済金のお支払いができない事由（主な例）	
死亡共済金	主共済契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被共済者、共済契約者または共済金受取人の故意または犯罪行為によるとき</li> <li>② 被共済者の重大な過失によるとき</li> <li>③ 被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因とするとき</li> <li>④ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間または酒気帯び運転している間に生じた事故によるとき</li> <li>⑤ 被共済者に対する刑の執行によるとき</li> </ul>
傷害共済金	主共済契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被共済者、共済契約者または共済金受取人の故意または犯罪行為によるとき</li> <li>② 被共済者の重大な過失によるとき</li> <li>③ 被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因とするとき</li> </ul>
入院共済金・手術共済金	入院給付担保特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間または酒気帯び運転している間に生じた事故によるとき</li> <li>⑤ 被共済者に対する刑の執行によるとき</li> </ul>
通院共済金	通院給付担保特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 外傷性頸部症候群または腰背痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的 he 覚的所見のないもの</li> </ul>
病気死亡共済金	病気死亡担保特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被共済者が自殺したとき</li> <li>② 共済契約者または死亡共済金受取人の故意によるとき</li> </ul>
病気高度障害共済金	病気死亡担保特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被共済者の故意または重大な過失</li> <li>② 共済契約者の故意または重大な過失</li> </ul>

## ② ご契約が無効のとき

- 共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結または復活をしたとき。

## ③ ご契約が取り消されたとき

- 共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって共済契約を締結したとき。

## ④ 告知義務違反によってご契約が解除されるとき

- 共済契約者または被共済者が、健康状態やご職業などについて、故意または重大な過失によって事実を正確に回答されなかったり、事実と異なることを回答されたためご契約が告知義務違反によって解除されたとき。

## ⑤ 重大事由によってご契約が解除されるとき

- 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として共済金の支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたとき。

- 共済金受取人が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたとき。

- 共済契約者が、次のいずれかに該当するとき。

ア. 反社会的勢力に該当すると認められること

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

エ. 法人である場合は、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- 組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。

※ 重大事由に該当することが判明したときは、共済金のご請求の有無に係わらず、契約が解除される場合があります。

(詳しくは「傷害共済約款 普通約款第23条」をご参照ください。)

## ⑥ ご契約が失効しているとき

- 共済掛金のお払込みを分割払いとしているご契約において、第2回目以後の共済掛金が払込期日または払込猶予期間内にお払込みがなされなかったため、ご契約が効力を失っている間に共済金をお支払いする事由が発生したとき。

## ⑦ その他

- 海上傷害不担保特約を付加したご契約においては、被共済者とその乗り組む漁船上で生じた不慮の事故によって死亡し、または後遺障害の状態になったときなどは共済金のお支払いはできません。

- 特定漁船乗組員特約を付加した場合は、ご契約の申込書に記載された漁船（特定漁船）に乗り組む人（特定漁船乗組員）が被共済者となります。当該被共済者の死亡または高度障害

の原因が被共済者となった時にすでに発生していたことが判明したときは、共済金のお支払いはできません。

- 特定漁船乗組員特約を付加した場合に、共済事故発生時に乗組員数が契約員数を上回った場合は共済金を削減してお支払いします。

## ご契約に際して

### 7. ご契約の成立と責任の開始

- 共済契約のお申込みをされ、組合がそのお申込みを承諾したときは、そのお申込みがなされた日を契約日とします。共済掛金は、かならず、ご契約のお申込みと同時に お払込みください。
- 共済責任は、共済証書に記載された共済期間の初日の午後4時（共済契約申込書にこれと異なる時刻を指定したときはその時刻）から開始します。
- 共済期間は原則として1年とします。ただし、漁期にあわせた月単位（1か月以上12か月未満）で設定することもできます。
  - ・ 短期漁業従事者および陸上特例勤務者を被共済者とするご契約の共済期間は、7日または15日となります。
  - ・ 特定期間保障特約を付加しているご契約の共済期間は、1日、3日または7日となり、共済証書に記載された共済期間の初日の午前0時から開始します。

（例1：共済期間を1年とする場合）

4/1 午後4時等 翌年4/1 午後4時

責任の開始

- ▲ 申込書の提出日
- ▲ 組合が承諾した日
- 共済掛金のお払込み日

（例2：陸上特例勤務者または短期漁業従事者で共済期間を7日としたときの保障期間）

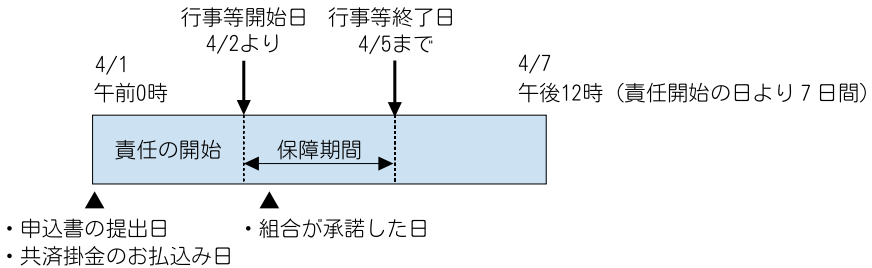
4/1 午後4時等 4/8 午後4時（責任開始の日より7日間）

責任の開始

- ▲ 申込書の提出日
- ▲ 組合が承諾した日
- 共済掛金のお払込み日



(例3：特定期間保障特約付加共済契約で共済期間を7日としたときの保障期間)



○上記共済期間中の行事等に参加している期間中、国内旅行の旅行行程中を保障期間とし、その間に生じた不慮の事故を原因とする死亡および後遺障害などについて保障します。

なお、行事等に参加する前や、行事等が終了した後生じた不慮の事故によるものは保障できませんので、ご注意ください。

## 8. 告知義務について

ご契約者または被共済者は、ご契約のお申込み時に組合がおたずねする事項について事実を正確に回答していただく義務があります。傷害共済契約では、漁業種類や使用漁船など漁労環境に関することや、被共済者から現在の健康状態等についておたずねしています。また、共済期間の初日の日時を指定してお申込みいただいた場合において、共済責任が開始するまでの間に、質問した事項に変更が生じた場合は、組合の共済責任が開始するまでの間に申し出いただく必要があります。

なお、被共済者の健康状態等によっては、ご加入をお断りする場合もありますのでご了承ください。

ご契約の申込書に回答されている内容が事実と異なっている場合、共済契約者または被共済者が、被共済者の健康状態等についての告知事項について事実を回答されなかったり、事実でないことを回答された場合には、告知義務違反として共済契約を解除され、共済金のお支払いを受けられないことがありますので、ご注意ください。

## 9. ご契約が無効となる場合

傷害共済契約において次の場合はご契約が無効となります。

- 共済契約者と被共済者が異なっている次の共済契約の申込みがあり被共済者の同意を得なかったとき。
  - 1) 被共済者（死亡共済金にあつては被共済者または被共済者の相続人）以外の者を共済金受取人としている共済契約
  - 2) 被共済者の死亡のみを保障している共済契約
- 共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結または復活をしたとき。

## 10. 共済掛金のお払込みについて

共済掛金をご契約のお申込みと同時に払込みください。

なお、共済期間を1年とする契約では組合の承認を得ることで、所定の回数に分割して共済掛金をお払込みいただくことができます（以下「分割払い」といいます。）。

分割払いを行う場合、第1回目の共済掛金をご契約のお申込みと同時に払込みください。第2回目以後の共済掛金は払込期日までにお払込みください。分割回数、払込金額、払込期日については、共済証書に表示しています。

- 共済掛金の払込猶予期間について（分割払いのみ）

第2回目以後の共済掛金のお払込みについては、払込期日の翌日から7日以内の共済掛金の払込猶予期間があります。

なお、共済掛金払込猶予期間内に所定の分割払共済掛金が払込まれなかった場合は、分割共済掛金払込期日の翌日から契約の効力を失います（以下「失効」といいます。）。失効中に共済金のお支払い事由に該当した場合には、共済金のお支払いができませんので、ご契約が失効とならないようご注意ください。

- ご契約の失効・復活について（分割払いのみ）

万一ご契約が効力を失っても、失効後1か月以内であれば、ご契約の復活を申込むことができます。

組合が復活を承認したときは、復活の申込みをした日の午後4時（これと異なる時刻を指定することができます。）から効力が発生します。

なお、失効後1か月以内に復活が行われなかった場合には、ご契約は消滅しますのでご注意ください。

## ご契約後について

### 11. ご通知について

次のような場合には、遅滞なく組合までご連絡ください。ご連絡がない場合、組合からの各種のご通知や共済金等のお支払いができなくなる場合があります。

- ① 共済期間中にご契約の申込書に記載された漁業種類に変更があった場合
- ② 共済期間中に被共済者が乗り組んでいる漁船が、廃船・譲渡などにより変更となった場合
- ③ 共済契約関係者を変更する場合

ア. 共済契約者を変更する場合

イ. 被共済者を変更する場合※1

ウ. 共済金受取人を変更する場合※2

※1 被共済者の変更には被共済者の交代のほか、被共済者の契約人数の増加および減少も含まれます。なお、被共済者の契約人数が減少した場合には、減少した人数について解約されたものとしします。

※2 共済金受取人の変更をする場合において、次の共済契約については、被共済者の同意が必要となります。

- 1) 変更後の共済金受取人を被共済者または被共済者の相続人以外の者とする共済契約
- 2) 被共済者の死亡のみを保障している共済契約

- ④ その他

○転居、住所変更などの理由によって、組合へお届けいただいている共済契約者のご住所を変更するとき。

○共済契約者、被共済者、死亡共済金受取人がご結婚などによって改姓したり、改名するとき。

○共済証書を紛失したとき。

## 12. ご契約の解約について

やむをえずご契約を解約される場合には、すでにお払込みいただいた共済掛金のうち、まだ到来していない期間に相当する金額について、以下の計算方法により算出した金額を解約返戻金としてお支払いします。ただし、共済期間を1か月とする共済契約および1か月未満の日数とする共済契約にあっては、返戻金をお支払いしません。

### 計算方法

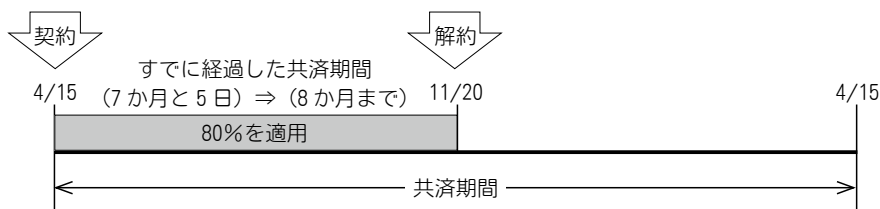
すでにお払込みいただいた共済掛金からすでに経過した期間に対する下表の短期率によって算出した共済掛金を差し引いたその残額が返戻金の額となります。

$$\boxed{\text{解約返戻金}} = \boxed{\text{払い込まれた共済掛金}} - \boxed{\text{すでに経過した共済期間に対する短期率によって算出した共済掛金}}$$

《短期率表》 すでに経過した共済期間に対する短期率

すでに経過した共済期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで
割合	20%	30%	40%	50%	60%	70%	75%	80%	85%	90%	95%

—例—



- ※ 詳細は組合にお問い合わせください。
- ※ ご契約を解約される場合には、組合所定の請求書に共済契約者ご自身でご署名とご捺印をされ、共済証書を添えてお申し出ください。その際には、まだ請求していない共済金がないかを十分ご確認ください。

### 13. 割戻金について

割戻金は、確定したものではなく、今後の経済情勢、決算結果などによりお支払いできない場合があります。

### 14. 共済金などのご請求

共済事故が発生した場合は、組合にご連絡のうえ、それぞれの共済金受取人は、共済約款別表1「請求書類」に記載された必要書類をご用意され、遅滞なく組合に共済金のご請求の手続きを行ってください。

○共済金などのご請求の際、組合は、共済事故の内容について確認させていただくことがありますのでご了承ください。

### (ご留意いただきたい事項)

- ①共済金などをご請求する権利は、行使することができることから3年間行われなかった場合には、時効によって消滅します。
- ②請求書類のお取扱いについて  
共済金などのご請求の際に提出いただいた書類および組合で共済事故について確認させていただいた内容については、ご返却および公開をいたしません。  
また、共済金のお支払いが完了し、ご契約が消滅した場合には、ご提出いただいた共済証書など請求書類を組合が一定期間保管した後、破棄いたします。
- ③死亡共済金を受け取る場合における被共済者の遺族の了知について  
団体契約において、被共済者または被共済者の相続人以外の者を死亡共済金受取人としている場合には、死亡共済金受取人は、死亡共済金の請求内容について被共済者の遺族が了知した旨を確認できる書類等を組合に提出してください。

### 《参考》

手続きにご用意いただく主な書類	保管・取得先
共済証書	共済契約者ご自身が保管されています。
被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書	市町村役場の窓口
共済金受取人の印鑑証明書	市町村役場の窓口
証明書（診断書）（組合が指定したもの）	組合の窓口でお渡しした用紙に、医師に記入してもらってください。
共済金支払請求書	組合の窓口
その他（必要な場合に組合からご連絡します。）	組合の窓口・その他

※ 共済金などのご請求に必要な書類を提出いただく等、共済約款に定めるご請求手続きを完了されましたら、組合にご請求に必要な書類が到着した日の翌日から30日以内に共済金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、共済金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、確認が必要な事項および確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。

（詳しくは「傷害共済約款 普通約款第10条」をご参照ください。）

## 15. 代理請求制度について

代理請求制度は、共済金などがお支払いされる場合で、共済金などの受取人である被共済者が、その共済金などを請求できない「特別な事情」があるときに、被共済者の代理人が共済金などを請求することができる制度です。(詳しくは「傷害共済約款」をご参照ください。)

○ 被共済者の代理人となれるものの範囲について

死亡共済金受取人であって、下記の親族関係にあるもの。なお、団体契約にあっては死亡共済金受取人が被共済者の相続人であるときに限ります。

共済契約の区分	被共済者の代理人となる者
個人契約	死亡共済金受取人として指定されている次のいずれかの者 ① 被共済者の戸籍上の配偶者 ② 被共済者の直系血族である父母または子供 ③ 被共済者の血族である兄弟姉妹
団体契約	〔死亡共済金受取人が被共済者の相続人であるとき〕 死亡共済金受取人として指定されている次のいずれかの者 ① 被共済者の戸籍上の配偶者 ② 被共済者の直系血族である父母または子供 ③ 被共済者の血族である兄弟姉妹

○ 「特別な事情」について

「特別な事情」とは、被共済者ご自身で共済金などを請求できない身体状況にある場合などをいいます。

### (ご留意いただきたい事項)

- ① 本制度により共済金を被共済者の代理人にすでにお支払いしているときは、被共済者より重複して共済金の支払請求を受けてもお支払いいたしません。
- ② 必要となる請求書類が通常と異なりますので、ご注意ください。
- ③ この制度によりご請求される場合には、必ず組合までご相談ください。

## 16. J F 共済の相談・苦情窓口のご案内

J F 共済では、ご利用者の皆さまに、より一層のご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の窓口においてご相談および苦情を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 まずは、ご加入先の組合（J F）までお申し出ください。
- 2 ご加入先の組合（J F）以外に J F 共水連の窓口でもお受けいたします。

巻末（P89）記載の J F 共水連窓口までお申し出ください。

※ J F 共水連の窓口では、J F 共済全般に関するご相談・お問い合わせをお電話でお受けしております。苦情などのお申し出があった場合には、お申出者のご了解を得たうえで、ご加入先の組合（J F）に対して解決を依頼します。

- 3 苦情などのお申し出については、ご加入先の組合（J F）と連携を図りながら対応いたしますが、解決がつかない場合には、下記の一般社団法人 日本共済協会共済相談所へご相談いただくこともできます。

一般社団法人 日本共済協会では、審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
電話番号 03-5368-5757
受付時間 9:00~17:00
(土日・祝祭日および12月29日~1月3日を除く)





## 乗組員厚生共済

### 傷害共済約款

#### (この共済約款の読み方)

- (1) 乗組員厚生共済契約は、共済事業を行う漁業協同組合または水産加工業協同組合（以下「組合」と総称します。）と全国共済水産業協同組合連合会（以下「共水連」といいます。）が共同でお引き受けする共済契約と共水連が単独でお引き受けする共済契約の2つの種類の共済契約があります。

この共済約款は、組合と共水連が共同でお引き受けする共済契約を前提として規定していますので、共水連が単独でお引き受けしている共済契約につきましては、この共済約款の規定中の「組合」を「共水連」とお読みかえください。

- (2) 共済約款中、①②③…の番号が付してある場合には、該当する備考の欄の説明を参照してください。

# 目 次

## 乗組員厚生共済 傷害共済約款

### 〔普通約款〕

1 用語の定義	27
2 共済契約の締結および共済責任	29
3 共済金の支払いに関する事項	30
4 一般条項	37
(1) 共済期間を1年とする共済契約の取扱い	37
(2) 告知および告知義務違反による解除	38
(3) 通知義務	39
(4) 共済契約の無効, 取消し, 解約および解除	39
(5) 返戻金の支払い	41
(6) 共済契約の変更	43
(7) 割戻金の割戻し	46
(8) その他の事項	46
(9) 全国共済水産業協同組合連合会の共済責任	47

### 〔特 約〕

1 入院給付担保特約	49
2 通院給付担保特約	54
3 病気死亡担保特約	58
4 特定漁船乗組員特約	62
5 特定期間保障特約	65
6 海上傷害不担保特約	67

### 〔別 表〕

別表 1 請求書類	68
別表 2 対象となる不慮の事故	71
別表 3 後遺障害等級表	73
別表 4 対象となる手術	82
別表 5 病気死亡担保特約の後遺障害等級表	85

**乗組員厚生共済 傷害共済約款**  
(普通約款)

傷害共済契約の主な内容

傷害共済契約は、次の保障を行うものです。

保障の主な内容		共済金の額
死亡共済金	被共済者が責任開始の時以後に生じた不慮の事故により死亡したとき	1 被共済者あたりの共済金額
傷害共済金	被共済者が責任開始の時以後に生じた不慮の事故により後遺障害の状態になったとき	1 被共済者あたりの共済金額×所定の支払率

## 1 用語の定義

### 第1条 [用語の定義]

この共済約款において使用される主な用語の定義は次のとおりとします。

用語	定義
個人契約	団体契約に該当する共済契約以外の共済契約をいいます。
団体契約	団体①に雇われている船員および従業員等②を被共済者とし、被共済者を使用する者③を共済契約者とする共済契約④をいいます。
代表契約者	被共済者を使用する者に代わって、共済契約者となる組合または船主協会等の団体をいいます。
責任開始の時	第3条 [組合の責任開始] による共済責任を開始する日の時刻をいいます。なお、第15条 [共済契約の復活] による共済契約の復活が行われた場合には、最後の復活の効力が生ずる時とします。
共済契約の効力の発生の時	第3条 [組合の責任開始] による共済責任を開始する日の時刻をいいます。
不慮の事故	急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ別表2 [対象となる不慮の事故] によるものをいいます。
後遺障害の状態	傷害または疾病が治癒した後に残存する精神的または身体的なき損状態であって、医師がその状態について症状固定していると認めた場合をいいます。

### 備考

- ① 「団体」とは、法人、個人事業主および組合等の団体をいいます。
- ② 「雇われている船員および従業員等」には、成文化した雇用契約はないものの、実質

的に雇われている状態に相当する船員および従業員等を含みます。

③ 「被共済者を使用する者」には、代表契約者を含みます。

④ 「団体契約」からは、団体①に雇われている船員および従業員等②がそれぞれ共済掛金を払い込んでいる契約形態を、便宜上一括して、団体①を共済契約者としている場合を除きます。

## 2 共済契約の締結および共済責任

### 第2条 [共済契約の締結]

傷害共済契約①は、この共済約款によって締結します。

#### 備考

- ① 「傷害共済契約」とは、普通約款の規定による共済契約（以下「主契約」といいます。）と特約をあわせた共済契約（以下「共済契約」といいます。）をいいます。

### 第3条 [組合の責任開始]

- 1 組合が共済契約の申込みを承諾したときは、組合の共済契約上の責任は、共済期間の初日の午後4時①に始まります。
- 2 組合が共済契約の申込みを承諾したときは、その申込みがなされた日を契約日とします。
- 3 共済期間は、その末日の午後4時に終わります。
- 4 組合が共済契約の申込みを承諾する場合は、共済証書を交付します。

#### 備考

- ① 共済契約者が、午後4時と異なる時刻を指定したときは、その時刻とします。

### 第4条 [共済証書]

- 1 組合は、共済契約者に対し、次に掲げる事項を記載した共済証書を交付します。
  - (1) 共済の種類および共済約款の種類
  - (2) 組合名およびその代表者
  - (3) 共済契約者の氏名または名称
  - (4) 被共済者の数①
  - (5) 主たる共済金の支払事由および付加する特約の種類
  - (6) 共済責任の始期および共済期間
  - (7) 共済金額②
  - (8) 共済掛金（共済掛金の分割払のときは払込期日および払込率を含みます。）
  - (9) 契約日
  - (10) 共済証書の作成日
- 2 共済証書には、組合が記名押印します。

#### 備考

- ① 「被共済者の数」のほかに、被共済者を特定するために必要な事項③を記載した書面を共済証書に添えて交付します。
- ② 「共済金額」には、付加する特約の共済金額を含みます。
- ③ 「被共済者を特定するために必要な事項」は、被共済者名および生年月日を記載します。ただし、特定漁船乗組員特約を付加した共済契約にあっては、被共済者が乗り組む漁船およびその定員数とします。

### 3 共済金の支払いに関する事項

#### 第5条 [共済金の支払い]

1 組合は、次の表に定めるところにより、死亡共済金および傷害共済金を支払います。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
死亡共済金	被共済者が、責任開始の時以後の共済期間内①に生じた不慮の事故のあった日から200日以内にその不慮の事故を直接の原因として死亡したこと	1 被共済者あたりの共済金額に相当する額	死亡共済金受取人
傷害共済金	被共済者が、責任開始の時以後の共済期間内①に生じた不慮の事故のあった日から200日以内にその不慮の事故を直接の原因として別表3〔後遺障害等級表〕に掲げる後遺障害の状態になったこと。この場合には、次のいずれにも該当する場合を含みます。 ア 責任開始の時前にすでに生じていた後遺障害の状態に、責任開始の時以後に生じた傷害による後遺障害の状態が新たに加わって別表3〔後遺障害等級表〕に掲げる後遺障害の状態になったこと イ アの責任開始の時以後に生じた傷害が、責任開始の時前にすでに生じていた後遺障害の状態の原因となった傷害と因果関係のないこと	1 被共済者あたりの共済金額に相当する額 × 別表3〔後遺障害等級表〕の支払率	被共済者

注1) 死亡共済金受取人は、次の表の共済契約の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者としします。

共済契約の区分	共済金受取人
個人契約	共済契約者②が指定した者としします。なお、死亡共済金受取人の指定がないときは、被共済者の相続人を死亡共済金受取人としします。
団体契約	被共済者を使用する者③または被共済者の相続人のいずれかの者から共済契約者が指定した者としします。なお、1 共済契約において、被共済者を使用する者③と被共済者の相続人の双方を死亡共済金受取人に指定することができます。

注2) 団体契約において、死亡共済金受取人を被共済者を使用する者③に指定した場合④には、被共済者を使用する者③を傷害共済金の共済金受取人としします。

注3) 被共済者の死亡のみを保障する共済契約にあっては、傷害共済金の支払いはありません。

- 被共済者が乗り組んでいる船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その船舶が行方不明になった日または遭難した日から30日を経過してもなお被共済者が発見されず、官公署の特別の危難に関する書類の提出を受けた場合には、被共済者は、その船舶が行方不明になった日または遭難した日に死亡したものとみなします。
- 被共済者が死亡し、第1項により死亡共済金が支払われる場合において、その被共済者に対して同一の不慮の事故によりすでに支払われた傷害共済金がある場合には、第1項の死亡共済金の

額からその傷害共済金の額を差し引いて得た額とします。

- 4 被共済者が、責任開始の時以後に生じた同一の不慮の事故のあった日から200日以内にその不慮の事故を直接の原因として、別表3〔後遺障害等級表〕に掲げる後遺障害の状態の2以上に該当した場合における第1項の別表3〔後遺障害等級表〕の支払率は、それぞれ次のとおりとします。ただし、これらの後遺障害の状態が身体の同一部位⑤に生じた場合には、これらの後遺障害の状態に対応する最も高い支払率とします。
  - (1) 別表3〔後遺障害等級表〕の第3級以上の後遺障害の状態が2以上あった場合は、100%の支払率とします。
  - (2) 別表3〔後遺障害等級表〕の第5級以上の後遺障害の状態が2以上あった場合は、これらの後遺障害の状態に対応する同表の最も高い支払率の3等級上位の等級の支払率とします。
  - (3) 別表3〔後遺障害等級表〕の第8級以上の後遺障害の状態が2以上あった場合は、これらの後遺障害の状態に対応する同表の最も高い支払率の2等級上位の等級の支払率とします。
  - (4) 別表3〔後遺障害等級表〕の第13級以上の後遺障害の状態が2以上あった場合は、これらの後遺障害の状態に対応する同表の最も高い支払率の1等級上位の等級の支払率とします。
- 5 被共済者が、異なる不慮の事故を直接の原因として2回以上別表3〔後遺障害等級表〕に掲げる後遺障害の状態に該当した場合において、その後遺障害の状態がすでに傷害共済金を支払った身体の部位と同一部位⑤に加重して生じた場合における第1項の別表3〔後遺障害等級表〕の支払率は、その加重の結果新たに生じた後遺障害の状態に対応する支払率からすでに生じていた後遺障害の状態に対応する支払率を差し引いて得た率とします。
- 6 すでに前障害⑥の状態にある被共済者が、別表3〔後遺障害等級表〕に掲げる後遺障害の状態になった場合において、その後遺障害が前障害⑥にかかる身体の部位と同一部位⑤に加重して生じた場合における第1項の別表3〔後遺障害等級表〕の支払率は、その加重の結果新たに生じた後遺障害の状態に対応する支払率から前障害⑥の状態に対応する支払率を差し引いて得た率とします。
- 7 被共済者が第1項の後遺障害の状態になった後、被共済者⑦が傷害共済金の支払請求をする前に同一の不慮の事故を直接の原因としてその被共済者が死亡し、死亡共済金が支払われる場合には、その被共済者は、傷害共済金の支払事由は発生しなかったものとして取り扱います。
- 8 1被共済者にかかる傷害共済金の支払いは、その被共済者に対する支払率（前障害⑥の状態に対応する支払率を除きます。）を合計して、100%を限度とします。
- 9 組合は、戦争その他の変乱または自然災害⑧によって、共済事故が異常に発生し、死亡共済金または傷害共済金を支払うことで共済掛金の計算の基礎に著しく影響をおよぼすときは、死亡共済金または傷害共済金の一部を削減することがあります。
- 10 被共済者が死亡した場合には、その時から被共済者でなくなります。

#### 備考

- ① 「共済期間内」には、解約、解除等により共済契約が消滅した場合の消滅時以後の期間ならびに第14条〔共済契約の失効〕および第15条〔共済契約の復活〕による失効した期間（復活が行われずに消滅した場合の消滅時以後の期間を含みます。）は含みません。
- ② 代表契約者を共済契約者とする場合には、被共済者を使用する者とします。
- ③ 「被共済者を使用する者」には、代表契約者を含みます。
- ④ 「被共済者を使用する者③に指定した場合」には、1共済契約において、被共済者を使用する者③と被共済者の相続人の双方を死亡共済金受取人に指定した場合を含みます。
- ⑤ 「同一部位」とは、別表3〔後遺障害等級表〕の備考17に規定する同一部位をいいます。



- ⑥ 「前障害」とは、次に掲げる後遺障害（別表3〔後遺障害等級表〕に掲げる後遺障害の状態に該当した場合に限ります。）をいいます。
- ア 責任開始の時前の不慮の事故を直接の原因として発生した後遺障害またはその時前にすでに発生していた後遺障害
- イ 第7条〔共済金を支払わない場合〕により傷害共済金が支払われなかった後遺障害
- ⑦ 「被共済者」には、第9条〔共済金の支払請求等〕第4項の被共済者の代理人となる者を含みます。
- ⑧ 「自然災害」とは、台風、せん風、暴風、暴風雨、突風、降ひょう、降雪、なだれ、高潮、高波、洪水、りん雨、豪雨、土砂崩れ、崖崩れ、地割れ、断層、地すべり、地震、火山の噴火もしくは爆発またはこれらによる津波その他これらに類する自然現象（落雷を除きます。）をいいます。

## 第6条〔搜索時特別給付金の支払い〕

- 1 組合は、被共済者が第2項に定める者である場合に限り、次の表に定めるところにより、搜索時特別給付金を支払います。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
搜索時特別給付金	<p>第2項の被共済者が、海、河川、湖沼への転落または乗船中の船舶の座礁、火災もしくは衝突等の事故を直接の原因として死亡し、第5条〔共済金の支払い〕により死亡共済金が支払われる場合にあって、次のいずれかの機関、団体または船舶が第2項の被共済者の搜索を行った事実が確認されたこと</p> <p>(1) 警察署、海上保安庁、その他の公的機関</p> <p>(2) 漁業協同組合</p> <p>(3) サルベージ会社または航空会社</p> <p>(4) 遭難救助隊</p> <p>(5) 第2項の被共済者が乗船している船舶以外の船舶</p>	<p>1 被共済者あたりの共済金額×5%（その額が50万円を超えるときは、50万円とします。）</p>	死亡共済金受取人

注) 死亡共済金受取人は、第5条〔共済金の支払い〕第1項の規定により指定された者とします。なお、1共済契約において、被共済者を使用する者<sup>①</sup>と被共済者の相続人の双方が死亡共済金受取人になっている場合には、それぞれの1被共済者あたりの共済金額の割合に応じて、搜索時特別給付金を支払います。

- 2 第1項の搜索時特別給付金の対象となる被共済者は、次のいずれかに掲げる者に限ります。
- (1) 漁業法第6条第1項の漁業権に基づき営まれる漁業の従事者
- (2) 漁業法第66条第2項の瀬戸内海機船船びき網漁業に従事する漁船の乗組員
- (3) 総トン数10トン未満の漁船の乗組員（漁業法第66条第2項の中型まき網漁業に従事する漁船、小型機船底びき網漁業に従事する総トン数5トン以上の漁船および小型さけ・ます流し網漁業に従事する総トン数5トン以上の漁船の乗組員を除きます。）

## 備考

- ① 「被共済者を使用する者」には、代表契約者を含みます。

## 第7条〔共済金を支払わない場合〕

- 1 次のいずれかにより被共済者が死亡し、または後遺障害の状態になった場合には、組合は、死亡共済金または傷害共済金を支払いません。ただし、(2)の場合に、共済金の一部の受取人の故意または犯罪行為によるときは、その者の受け取るべき額を差し引いた残額を他の共済金受取人に支払います。
  - (1) 共済契約者または被共済者の故意または犯罪行為
  - (2) 共済金受取人の故意または犯罪行為
  - (3) 被共済者の重大な過失
  - (4) 被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因として生じた傷害
  - (5) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた傷害
  - (6) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた傷害
  - (7) 被共済者に対する刑の執行
- 2 組合は、被共済者が、外傷性頸部症候群①または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見②のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、傷害共済金を支払いません。

### 備考

- ① 「外傷性頸部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- ② 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

## 第8条〔事故発生の通知〕

共済契約者、被共済者または共済金受取人は、共済金の支払事由が発生したことを知ったとき、または被共済者が乗り組んでいる船舶が行方不明になったときもしくは遭難したときは、遅滞なく、組合に通知してください。

## 第9条〔共済金の支払請求等〕

- 1 共済金受取人は、遅滞なく、別表1〔請求書類〕の必要書類を組合に提出して、共済金の支払いを請求してください。
- 2 共済金受取人は、第6条〔搜索時特別給付金の支払い〕により搜索時特別給付金の支払請求を行う場合には、死亡共済金の支払請求と同時にしてください。
- 3 団体契約①において、被共済者または被共済者の相続人以外の者を死亡共済金受取人とする場合に、その死亡共済金受取人は、死亡共済金の請求内容について被共済者の遺族②が了解③した旨を確認できる書類を組合に提出してください。ただし、死亡共済金の額に相当する額以上の金額が、死亡共済金受取人から被共済者の相続人に支払われることが確認できる書類がある場合には、その書類を提出することをもって代えることができます。
- 4 被共済者が別表3〔後遺障害等級表〕に掲げる第1級の後遺障害の状態④になったことによって傷害共済金の支払事由が発生し、傷害共済金を支払請求できない特別な事情がある場合には、第1項の規定にかかわらず、次の共済契約の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる者が、遅滞なく、別表1〔請求書類〕の必要書類を組合に提出して、被共済者の代理人としてその共済金の支払いを請求することができます。

共済契約の区分	被共済者の代理人となる者
個人契約	死亡共済金受取人として指定されている次のいずれかの者 (1) 被共済者の戸籍上の配偶者 (2) 被共済者の直系血族である父母または子供 (3) 被共済者の血族である兄弟姉妹
団体契約（死亡共済金受取人が被共済者の相続人であるときに限ります。）	死亡共済金受取人として指定されている次のいずれかの者 (1) 被共済者の戸籍上の配偶者 (2) 被共済者の直系血族である父母または子供 (3) 被共済者の血族である兄弟姉妹

5 組合は、第4項の規定により傷害共済金を被共済者の代理人にすでに支払っているときは、重複して傷害共済金の支払請求を受けても、これを支払いません。

6 組合は、共済金の支払請求を受けた場合に必要と認めるときは、次のことを行うことができます。

- (1) 共済金の支払いに関する事実の確認および必要な調査をすること。
- (2) 被共済者について、組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めること。

#### 備考

- ① 個人契約において、個人以外の者を共済契約者としている場合を含みます。
- ② 「被共済者の遺族」とは、被共済者の死亡当時、生計を維持している者のうち次に掲げる者としします。
  - ア 配偶者
  - イ アに掲げる者がいないときは、子
  - ウ アおよびイに掲げる者がいないときは、父母
  - エ アからウまでに掲げる者がいないときは、孫
  - オ アからエまでに掲げる者がいないときは、祖父母
  - カ アからオまでに掲げる者がいないときは、兄弟姉妹
- ③ 被共済者の遺族②となる者が2人以上である場合には、そのうち1名の了知とします。
- ④ 「第1級の後遺障害の状態」には、別表3〔後遺障害等級表〕の第3級以上の後遺障害の状態の2以上に該当した場合（身体の同一部位⑤に生じたものであるときは除きます。）を含みます。
- ⑤ 「同一部位」とは、別表3〔後遺障害等級表〕の備考17に規定する同一部位をいいます。

#### 第10条〔共済金の支払時期および支払方法〕

1 組合は、共済金の請求があった場合には、組合にその書類が到着した日①の翌日から30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認②を終え、共済金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する共済金が支払われる事由に該当する事実の有無
(2) 共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
(3) 共済契約の効力の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

- 2 第1項の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第1項の規定にかかわらず、組合にその書類が到着した日①の翌日から次のいずれかの日数③が経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人④に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日数
(1) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合	180日
(2) 弁護士法その他の法令に基づく照会が必要な場合	180日
(3) 災害救助法が適用された災害の被災地域において、第1項の確認を行う場合	60日
(4) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会を行う必要がある場合	90日
(5) 第1項(1)から(3)までの事項の確認を日本国外において行うための代替手段がない場合の日本国外において調査を行う必要がある場合	180日

- 3 組合が第1項または第2項の必要な事項の確認に際し、次のいずれかに該当した場合には、これにより確認が遅延した期間について、第1項または第2項の日数に含みません。
- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人④が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合⑤
  - (2) 組合が被共済者の診断を求めた場合に、被共済者または共済金受取人④が正当な理由なくその診断を拒み、または妨げた場合
- 4 共済金は、組合の定める方法で、日本国通貨をもって支払います。

#### 備考

- ① 「組合に支払請求書類が到着した日」とは、第9条「共済金の支払請求等」第1項から第3項までの規定により、共済金受取人が共済金の支払請求書類（必要事項が完備されているものに限ります。）の全てを組合に提出した日をいいます。例えば、組合に提出した日以後に支払請求書類の不足、支払請求書の押印忘れおよび一部記載の誤り等が見つかった場合には、必要事項が完備されていることにはなりませんので、ご注意ください。

- ② 「確認」には、組合の指定する医師または歯科医師の診断を含みます。
- ③ 特別な照会または調査の内容が複数に該当する場合は、それぞれのうち最長の日数とします。
- ④ 「共済金受取人」には、第9条〔共済金の支払請求等〕第3項の規定により被共済者の代理人として傷害共済金を請求する者を含みます。なお、傷害共済金の支払請求を行った者と傷害共済金の共済金受取人が異なる場合には、共済金の支払請求を行った者としてします。
- ⑤ 確認に応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

#### 第11条〔時効〕

共済金を請求する権利は、行使することができる時から3年間行われなかった場合には、時効によって消滅します。

#### 第12条〔代位〕

組合が共済金を支払った場合でも、被共済者がその不慮の事故について第三者に対して有する損害賠償請求権は、組合に移転しません。

## 4 一般条項

### (1) 共済期間を1年とする共済契約の取扱い

#### 第13条 [共済掛金の分割払い]

- 1 共済契約者は、組合の承認を得て、年額共済掛金①を共済証書に記載された回数または金額（以下「分割払共済掛金」といいます。）に分割して払い込むことができます。
- 2 共済契約者は、共済掛金の分割払いを行う場合における第2回以後の分割払共済掛金については、組合の定める取扱いにより、払込期日②までに払い込んでください。ただし、第2回以後の分割払共済掛金の払込みが、払込期日②の翌日から7日以内に行われたときは、その払込期日②に払い込まれたものとみなします。
- 3 分割払共済掛金の払込期日②までに、分割払共済掛金が払い込まれないまま、共済金③の支払事由が払込期日②の翌日から7日以内に生じた場合に、共済契約者が、その払込期日②の翌日から7日以内に、未払込分割払共済掛金④を払い込まないときは、組合は、共済金③を支払いません。

#### 備考

- ① 「年額共済掛金」とは、特約の共済掛金を含んだ1年間の共済掛金をいいます。
- ② 「払込期日」とは、共済証書に記載されている払込期日をいいます。
- ③ 「共済金」には、給付金および特約の共済金を含みます。
- ④ 「未払込分割払共済掛金」とは、それぞれ次のとおりとします。
  - ア 被共済者が死亡し死亡共済金の支払事由が生じたとき。  
その死亡した被共済者にかかる共済掛金のうちまだ払い込まれていない残額
  - イ 被共済者が後遺障害の状態となり、傷害共済金の支払事由が生じたとき。  
払込期日②が経過した分割払共済掛金のうち、まだ払い込まれていない分割払共済掛金

#### 第14条 [共済契約の失効]

第13条 [共済掛金の分割払い] により共済掛金を分割払いとする共済契約において、分割払共済掛金が払込期日①に払い込まれなかったときは、共済契約は、その分割払共済掛金の払込期日①の翌日の午前0時からその効力を失ったものとします。

#### 備考

- ① 「払込期日」とは、共済証書に記載されている払込期日をいいます。

#### 第15条 [共済契約の復活]

- 1 第14条 [共済契約の失効] により共済契約が失効したときは、共済契約者は、その失効した日から1か月以内に、共済契約の復活を申し込むことができます。
- 2 共済契約の復活を申し込むときは、共済契約者は、次に掲げるものを組合に提出してください。
  - (1) 別表1 [請求書類] の必要書類
  - (2) 未払込分割払共済掛金①
- 3 組合が共済契約の復活を承諾したときは、共済契約は、復活の申込みをした日の午後4時②に復活したものとし、その日から復活の効力が生じます。

- 4 組合は、共済契約が復活したときは、共済契約者に対しその旨を通知します。
- 5 第1項の共済契約の復活が行われなかったときは、共済契約は消滅します。この場合には、返戻金はありません。

#### 備考

- ① 「未払込分割払共済掛金」とは、払込期日③が経過した分割払共済掛金のうち、まだ払い込まれていない分割払共済掛金をいいます。
- ② 共済契約者が、午後4時と異なる時刻を指定したときは、その時刻とします。
- ③ 「払込期日」とは、共済証書に記載されている払込期日をいいます。

## (2) 告知および告知義務違反による解除

### 第16条 [告知義務]

- 1 共済契約者または被共済者は、共済契約の締結または復活の際に、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が共済契約申込書または共済契約の復活の申込書類において質問した事項について、誤りのない事実をその書類により告知しなければなりません。
- 2 共済契約者が、共済期間の初日の日時を指定して共済契約の申込みをした場合において、組合の共済責任が開始するまでの間に、被共済者となる者の健康に著しい異常が起こり、または共済契約申込書または共済契約の復活の申込書類において質問した事項に変更が生じたときは、共済契約者または被共済者は、組合の共済責任が開始するまでの間に、書面をもってその旨を組合に申し出なければなりません。

### 第17条 [告知義務違反による解除]

- 1 組合は、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって、第16条 [告知義務] の告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、将来にむかって、共済契約を解除することができます。
- 2 組合は、第1項の規定による共済契約の解除が、共済金の支払事由が発生した後になされた場合であっても、共済金を支払いません。この場合において、すでに共済金を支払っていたときは、その共済金の返還を請求することができます。
- 3 第2項の規定は、第1項の共済契約の解除の原因となった事実に基づかずに発生した死亡または後遺障害については適用しません。
- 4 組合は、第1項により共済契約を解除するときは、共済契約者に書面によりその旨を通知します。

### 第18条 [告知義務違反による解除ができない場合]

組合は、次のいずれかに該当するときは、第17条 [告知義務違反による解除] による共済契約の解除をすることができません。

- (1) 組合が共済契約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき。この場合には、次に掲げるときを含みます。
  - ア 組合が、事実を告げることを妨げたとき。
  - イ 組合が、事実を告げないよう勧めたとき。
  - ウ 組合が、事実でないことを告げるよう勧めたとき。
- (2) 組合が解除の原因を知った日から1か月を経過したとき。

### (3) 通知義務

#### 第19条 [通知義務]

- 1 共済契約者は、共済契約の締結後、次のいずれかの事実が発生した場合には、遅滞なく、書面をもってその旨を組合に通知しなければなりません。
  - (1) 被共済者の従事する漁業等の種類を変更するとき。
  - (2) 被共済者が乗り組んでいる漁船を変更するとき。
- 2 共済契約者は、第1項の通知をするときは、別表1〔請求書類〕の必要書類を提出してください。
- 3 組合は、第2項の通知があったときは、その通知に関する事実の確認および調査を求めることがあります。
- 4 組合は、第1項により通知を受けた場合には、共済契約者に対しその旨を通知します。

### (4) 共済契約の無効、取消し、解約および解除

#### 第20条 [共済契約の無効]

- 1 共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結または復活をしたときは、共済契約は無効とします。
- 2 第1項の規定により共済契約が無効となった場合には、すでに払い込まれた共済掛金は払い戻しません。

#### 第21条 [詐欺または強迫による共済契約の取消し]

- 1 共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって共済契約を締結した場合には、組合は、共済契約を取り消すことができます。この場合には、すでに払い込まれた共済掛金は払い戻しません。
- 2 共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって共済契約が復活した場合には、共済契約の復活を取り消すことができます。
- 3 第2項の場合は、復活の申込みの日に関済契約は消滅したものとします。この場合には、その日以後に払い込まれた共済掛金は払い戻しません。
- 4 組合は、第1項により共済契約を取り消すときまたは第2項により共済契約の復活を取り消すときは、共済契約者に書面によりその旨を通知します。

#### 第22条 [共済契約の解約]

共済契約者は、組合の定める取扱いにより、いつでも、将来にむかって、共済契約を解約することができます。

#### 第23条 [重大事由による解除]

- 1 組合は、次のいずれかに該当する場合には、将来にむかって、共済契約を解除することができます。
  - (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人①が、組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として共済金の支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたとき。
  - (2) 共済金受取人①が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行お



うとしたとき。

(3) 共済契約者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 反社会的勢力②に該当すると認められること

イ 反社会的勢力②に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ウ 反社会的勢力②を不当に利用していると認められること

エ 法人である場合は、反社会的勢力②がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

オ その他反社会的勢力②と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4) 組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人①に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由③を生じさせたとき。

2 組合は、次のいずれかに該当する場合には、将来にむかって、この共済契約のその被共済者にかかる部分を解除することができます。

(1) 被共済者が、第1項(3)アからウまでまたはオのいずれかに該当すること

(2) 共済金受取人が、第1項(3)アからオまでのいずれかに該当すること

3 組合は、第1項または第2項により共済契約④を解除した場合において、第1項(1)から(4)までに掲げる事由が生じたときから解除されたときまでに発生した共済金の支払事由に対しては共済金⑤を支払いません。この場合において、すでに共済金を支払っていたときは、その共済金⑤の返還を請求することができます。

4 第3項の規定は、次の場合には適用しません。

(1) 共済契約者が第1項(3)の規定により共済契約が解除された場合における団体契約⑥における共済金⑤の支払い

(2) 第2項により共済契約の被共済者にかかる部分が解除された場合において、第1項(3)アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被共済者⑦に生じた不慮の事故

5 組合は、第1項または第2項により共済契約④を解除するときは、共済契約者に書面によりその旨を通知します。

## 備考

① 「共済金受取人」には、第9条〔共済金の支払請求等〕第4項の規定により被共済者の代理人として共済金を請求する者を含みます。

② 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

③ 「共済契約の存続を困難とする重大な事由」としては、共済契約者、被共済者または共済金受取人①が他の共済者または保険者との間で締結した共済契約または保険契約が重大事由により解除されることなどがあげられます。

④ 第2項による場合には、この共済契約のその被共済者にかかる部分をいいます。

⑤ 共済金受取人を2人以上とする共済金にあっては、第2項(2)のみに該当する場合で、その共済金受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。

⑥ 団体契約における被共済者および共済金受取人が第1項(3)アからオまでのいずれにも該当しない場合に限ります。

⑦ この被共済者にかかる共済金受取人が第1項(3)アからオまでのいずれにも該当しない場合に限ります。

## (5) 返戻金の支払い

### 第24条 [返戻金の支払い—解約の場合]

1 組合は、第22条 [共済契約の解約] により共済契約が解約された場合は、次の表の支払事由の区分により同表の返戻金の額を共済契約者に支払います。ただし、共済期間を1か月とする共済契約および1か月未満の日数とする共済契約にあっては、返戻金を支払いません。

支払事由	返戻金の額
(1) 1被共済者あたりの共済金額を増額するために共済契約を解約するとき	共済契約を解約するときの被共済者の人数に対し、すでに払い込まれた共済掛金①からすでに経過した期間について日割りによって算出した共済掛金を差し引いたその残額
(2) (1)に掲げる場合以外のとき	共済契約を解約するときの被共済者の人数に対し、すでに払い込まれた共済掛金①からすでに経過した期間②に対する短期率③によって算出した共済掛金を差し引いたその残額

- 2 第1項の返戻金の支払請求にあたっては、別表1 [請求書類] の必要書類を提出してください。  
 3 第1項の返戻金の支払いについては、第10条 [共済金の支払時期および支払方法] および第11条 [時効] の規定を準用します。

#### 備考

- ① 「共済掛金」とは、解約時の被共済者にもとづく共済掛金をいいます。  
 ② 「すでに経過した期間」に1か月に満たない端数があるときは、これを切り上げます。  
 ③ 「短期率」とは、年間共済掛金に、次の表のすでに経過した期間に対応する割合を乗じたものをいいます。

すでに経過した期間	割合
1か月まで	20%
2か月まで	30%
3か月まで	40%
4か月まで	50%
5か月まで	60%
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%

第25条 [返戻金の支払い－解除の場合]

1 組合は、共済契約①を解除した場合であって、次の表の支払事由に該当したときは、同表の返戻金の額を共済契約者に支払います。ただし、共済期間を1か月とする共済契約および1か月未満の日数とする共済契約にあっては、返戻金を支払いません。

支払事由	返戻金の額
(1) 第17条 [告知義務違反による解除] により共済契約が解除されたとき	共済契約を解除するときの被共済者の人数②に対し、すでに払い込まれた共済掛金③からすでに経過した期間④に対する短期率⑤によって算出した共済掛金を差し引いたその残額
(2) 第23条 [重大事由による解除] により共済契約①が解除されたとき	
(3) 第33条 [組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡] 第9項により解除されたとき	

2 第23条 [重大事由による解除] 第4項(1)の規定が適用され、共済金が支払われる場合には、第1項の規定にかかわらず、返戻金を支払いません。

3 第1項の返戻金の支払いについては、第10条 [共済金の支払時期および支払方法] および第11条 [時効] の規定を準用します。

備考

- ① 第23条 [重大事由による解除] 第2項による場合には、この共済契約のその被共済者にかかる部分をいいます。
- ② 第23条 [重大事由による解除] 第2項により、この共済契約のその被共済者にかかる部分を解除した場合には、その解除した被共済者の人数とします。
- ③ 「共済掛金」とは、解約時の被共済者にもとづく共済掛金をいいます。
- ④ 「すでに経過した期間」に1か月に満たない端数があるときは、これを切り上げます。
- ⑤ 「短期率」とは、年間共済掛金に、次の表のすでに経過した期間に対応する割合を乗じたものをいいます。

すでに経過した期間	割合
1か月まで	20%
2か月まで	30%
3か月まで	40%
4か月まで	50%
5か月まで	60%
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%

## 第26条 [返戻金の支払い－被共済者の死亡の場合]

被共済者が死亡し、第7条〔共済金を支払わない場合〕第1項または第13条〔共済掛金の分割払い〕第3項により死亡共済金が支払われなかった場合には、第7条〔共済金を支払わない場合〕第1項(1)の共済契約者の故意または犯罪行為によるときを除き、次の額を共済契約者に支払います。この場合に、死亡した被共済者と同数の被共済者を追加する場合には、この返戻金を追加する被共済者の共済掛金にあてることができます。

死亡し、死亡共済金が支払われなかった被共済者に対し、すでに払い込まれた共済掛金からすでに経過した期間①に対する短期率②によって算出した共済掛金を差し引いたその残額

### 備考

- ① 「すでに経過した期間」に1か月に満たない端数があるときは、これを切り上げます。
- ② 「短期率」とは、年間共済掛金に、次の表のすでに経過した期間に対応する割合を乗じたものをいいます。

すでに経過した期間	割合
1か月まで	20%
2か月まで	30%
3か月まで	40%
4か月まで	50%
5か月まで	60%
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%

## (6) 共済契約の変更

### 第27条 [共済契約者の変更]

- 1 共済契約者は、被共済者の同意および組合の承諾を得て、共済契約による権利義務を他人に承継させることができます。
- 2 共済契約者は、第1項により共済契約者を変更するときは、別表1〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- 3 組合は、共済契約者が変更されたときは、変更前の共済契約者に対し変更を承認した旨を通知します。

### 第28条 [被共済者の変更]

- 1 共済契約者は、共済金の支払事由が発生するまでは、変更を行う被共済者の同意および組合の承諾を得て、被共済者を変更①することができます。

- 2 共済契約者は、第1項により被共済者を変更するときは、次のものを組合に提出してください。
  - (1) 別表1〔請求書類〕の必要書類
  - (2) 未経過期間②に対応する共済掛金として組合が定める額（組合の定める取扱いにより、被共済者が追加される場合に限りです。）
- 3 組合が、被共済者の変更を承諾した場合には、その変更を承諾した日の午後4時③に変更されるものとしします。
- 4 被共済者の変更され、被共済者数が減少した場合には、その減少した被共済者に相当する部分については、解約されたものとみなします。
- 5 組合は、第4項の場合には、すでに払い込まれた共済掛金④からすでに経過した期間⑤に対する短期率⑥によって算出した共済掛金を差し引いたその残額を、共済契約者に払い戻します。
- 6 組合は、被共済者の変更されたときは、共済契約者に対しその旨を通知します。
- 7 第17条〔告知義務違反による解除〕および第23条〔重大事由による解除〕は、被共済者の変更について準用します。

#### 備考

- ① 「変更」には、被共済者の交代のほか、被共済者または被共済者の人数の増加および減少も含まれます。
- ② 未経過期間に1か月に満たない端数があるときは、これを切り上げます。
- ③ 共済契約者が、午後4時と異なる時刻を指定したときは、その時刻とします。
- ④ 「共済掛金」とは、減少した被共済者にもとづく共済掛金をいいます。
- ⑤ 「すでに経過した期間」に1か月に満たない端数があるときは、これを切り上げます。
- ⑥ 「短期率」とは、年間共済掛金に、次の表のすでに経過した期間に対応する割合を乗じたものをいいます。

すでに経過した期間	割合
1か月まで	20%
2か月まで	30%
3か月まで	40%
4か月まで	50%
5か月まで	60%
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%

#### 第29条〔共済金受取人の変更〕

- 1 共済契約者は、共済金の支払事由が発生するまでは、組合に対する通知により、死亡共済金受取人を変更することができます。ただし、団体契約にあっては、変更後の死亡共済金受取人を第5条〔共済金の支払い〕第1項に規定する死亡共済金受取人以外の者に変更することはできません。

- 2 第1項の死亡共済金受取人の変更は、遺言によって行うことはできません。
- 3 第1項の規定により死亡共済金受取人を変更する場合において、次の共済契約①については、被共済者の同意を得なければなりません。
  - (1) 変更後の共済金受取人を、被共済者または被共済者の相続人以外の者とする共済契約
  - (2) 被共済者の死亡のみを保障している共済契約
- 4 第1項の規定により死亡共済金受取人を被共済者を使用する者②に変更した場合③には、傷害共済金の共済金受取人は、第5条〔共済金の支払い〕第1項の規定により、被共済者を使用する者②に変更されます。
- 5 共済契約者は、第1項により死亡共済金受取人を変更するときは、別表1〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- 6 共済金受取人が変更されたときは、組合は共済契約者に対しその旨を通知します。
- 7 第1項の通知が組合に到達した場合には、組合は、共済契約者がその通知を組合に発したときにさかのぼって死亡共済金受取人を変更します。
- 8 第1項の通知が組合に到達する前に、組合がすでに変更前の共済金受取人に死亡共済金、傷害共済金または搜索時特別給付金を支払っていたときは、その支払い後に変更後の共済金受取人から死亡共済金、傷害共済金または搜索時特別給付金の支払請求を受けても、組合はこれを支払いません。

備考

- ① 「共済契約」は、共済契約者と被共済者が異なっている共済契約に限ります。
- ② 「被共済者を使用する者」には、代表契約者を含みます。
- ③ 「被共済者を使用する者②に変更した場合」には、1共済契約において、被共済者を使用する者①と被共済者の相続人の双方を死亡共済金受取人に変更した場合を含みます。

第30条〔死亡共済金受取人が死亡した場合の取扱い〕

- 1 死亡共済金受取人が死亡共済金の支払事由の発生前に死亡した場合には、その死亡時以後に死亡共済金受取人の変更が行われたときを除き、死亡共済金受取人の死亡時の相続人を死亡共済金受取人として扱います。
- 2 死亡共済金受取人が死亡共済金の支払事由の発生と同時に死亡した場合①には、死亡共済金受取人の死亡時の相続人②を死亡共済金受取人として扱います。
- 3 第1項および第2項の場合において、死亡共済金受取人となった者の死亡時にその者の相続人がいないときは、死亡共済金受取人となった者のうち生存している他の者を死亡共済金受取人として扱います。
- 4 第1項から第3項までの場合において、死亡共済金受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等として扱います。

備考

- ① 「死亡共済金の支払事由の発生と同時に死亡した場合」には、死亡共済金受取人の死亡と死亡共済金の支払事由の発生との先後が明らかでない場合を含みます。
- ② 「死亡共済金受取人の死亡時の相続人」には、死亡共済金受取人と同時に死亡した者は含みません。

第31条〔共済契約者の住所の変更〕

- 1 共済契約者は、住所①を変更したときは、ただちに、組合に通知してください。

2 共済契約者が第1項の通知を怠っていた場合には、組合が知った最終の住所①あてに組合が発した通知は、その住所①に通常到達すべき日において、その共済契約者に到達したものとみなします。

備考

① 「住所」には、居所を含みます。

(7) 割戻金の割戻し

第32条 [共済契約に対する割戻金の割戻し]

組合は、組合の定める取扱いにより、共済契約に対する割戻金を共済契約者に割り戻します。

(8) その他の事項

第33条 [組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡]

- 1 共済契約者は、組合の承認を得たときは、共済契約の内容の同一性を維持したまま、共済契約の当事者を他の組合①に変更することができます。
- 2 第1項の変更をするときは、共済契約者は、別表1〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- 3 第1項の変更をしたときは、組合は、共済契約者に対しその旨を通知します。
- 4 共水連のみを共済契約の当事者とする共済契約にあっては、共済契約者は、共水連の承認を得たときは、他の組合①を共済契約の当事者の地位に追加することができます。
- 5 第4項により追加された組合は、共水連と連帯して共済契約上の責任を負います。
- 6 第4項の追加をするときは、共済契約者は、別表1〔請求書類〕の必要書類を共水連に提出してください。
- 7 第4項の追加をしたときは、共済契約者に対し追加された組合を通知します。
- 8 組合は、組合の定める取扱いにより、共済事業の全部または一部を譲渡したときは、その譲渡した共済事業にかかる共済契約については、次の表の区分に応じて、同表の者が共済契約の当事者となります。

区分	共済契約の当事者となる者
(1) 他の組合①に譲渡した場合	他の組合①および共水連
(2) 共水連に譲渡した場合	共水連

- 9 第8項の共済事業の譲渡につき共済契約者が異議を述べたときは、組合は、組合の定める取扱いにより、共済契約を解除することができます。
- 10 組合は、第9項により共済契約を解除するときは、書面によりその旨を共済契約者に通知します。

備考

① 「他の組合」とは、共済事業を行う他の漁業協同組合または水産加工業協同組合をいいます。

### 第34条〔共済約款の変更〕

- 1 共水連は、法令の改正、社会経済情勢の変化その他の事情により、共済契約の締結後、この共済約款を変更する必要がある場合には、農林水産大臣の認可を受けて、民法第548条の4第1項の規定に基づき、この共済約款を変更することができます①。
- 2 共水連は、第1項の規定により共済約款を変更する場合には、その効力発生時期を定め、共済約款を変更する旨および変更後の共済約款の内容ならびにその効力発生時期をJF共済のウェブサイトへの掲載その他の方法により周知するものとします。

#### 備考

- ① 共済約款の変更には、組合が共済金を支払う場合または支払わない場合を定めた規定、共済契約者、被共済者または共済金受取人の義務を定めた規定、組合がこの共済契約を解除する場合を定めた規定等の変更を含みます。

## (9) 全国共済水産業協同組合連合会の共済責任

### 第35条〔共水連の責任開始〕

- 1 共水連は、共済契約の当事者として、組合と連帯して共済契約上の責任を負います。
- 2 第1項の共水連の共済契約上の責任は、組合の共済契約上の責任と同時に開始します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第38条〔共済約款の規定の読みかえ〕の適用がある場合を除き、共済約款に定める共済掛金の払込み、告知、請求、申込み、申出、通知、書類の提出その他の共済契約に関する行為については、組合に対して行ってください。

### 第36条〔組合の行為の取扱い〕

- 1 組合と共済約款の規定により権利義務を有する者との間でなされた共済契約に関する行為の効果は、共水連にもおよびます。
- 2 組合につき第1項の行為の無効または取消しの原因がある場合には、共水連についても無効または取消しの原因があるものとして取り扱います。

### 第37条〔共水連による保障の継続〕

組合は、組合が次のいずれかに該当した場合には、その時から、共済契約の当事者の地位を失い、共水連のみが共済契約の当事者となります。

- (1) 水産業協同組合法の規定による共済規程の認可取消しの処分を受けたとき。  
取消しの効力が生じた時
- (2) 解散の議決をしたときまたは水産業協同組合法の規定により解散し、もしくは解散の命令があったとき。  
解散の議決にかかる行政庁の認可の効力が生じた時または解散の効力が生じた時
- (3) 破産法、民事再生法または農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の規定による破産手続開始または再生手続開始の申立てがあったとき。ただし、その申立てが却下もしくは棄却され、または取り下げられたときその他共水連が不相当な申立てと認めたときを除きます。  
申立ての時



第38条 [共済約款の規定の読みかえ]

共水連のみが共済契約の当事者である場合には、「組合」とあるのは「共水連」と読みかえて、共済約款の規定を適用します①。

備考

- ① 第35条 [共水連の責任開始] から第37条 [共水連による保障の継続] までおよび第39条 [他の組合の共済契約の当事者への追加] の規定は除きます。

第39条 [他の組合の共済契約の当事者への追加]

- 1 第37条 [共水連による保障の継続] により共水連のみを当事者とすることとなった共済契約について、共水連は、共水連の定める取扱いにより、他の組合①を共済契約の当事者の地位に追加することができます。
- 2 第1項の組合は、共水連との間で定めた日から、共水連と連帯して共済契約上の責任を負います。
- 3 第1項により他の組合①を追加したときは、第35条 [共水連の責任開始] 第3項の規定を、第2項の共水連との間で定めた日から準用します。

備考

- ① 「他の組合」とは、共済事業を行う他の漁業協同組合または水産加工業協同組合をいいます。

## 〔特 約〕

特約は、共済証書に特約の共済金額または特約名の記載がある場合にのみ適用されます。

### 1 入院給付担保特約

入院給付担保特約の主な内容

入院給付担保特約は、次の保障を行うものです。

保障の主な内容		共済金の額
入院共済金	被共済者が責任開始の時以後に生じた不慮の事故により入院したとき	この特約の共済金額×入院日数
手術共済金	被共済者が責任開始の時以後に生じた不慮の事故により手術を受けたとき	この特約の共済金額×所定の倍率

#### 第1条 [用語の定義]

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
入院	医師または歯科医師による治療①が必要であり、かつ、自宅等での治療①が困難なため、医療法に定められた病院または患者を収容する施設を有する診療所②に入院し、常に医師または歯科医師の管理下において治療①に専念することをいいます。
手術	医師または歯科医師による治療①を直接の目的とした別表4 [対象となる手術]に掲げる手術をいいます。

#### 備考

- ① 「治療」には、柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。
- ② 「診療所」には、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所および日本国外の医療施設であって組合が同等と認めたものを含みます。

#### 第2条 [入院給付担保特約の付加]

この特約は、主契約の締結の際に共済契約者から申出があったときに、組合の定める取扱いにより、主契約に付加することができます。

#### 第3条 [共済期間]

この特約の共済期間は、主契約の共済期間と同一の期間とします。

#### 第4条 [共済掛金の払込み]

この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込んでください。

## 第5条 [入院共済金の支払い]

1 組合は、次の表に定めるところにより、入院共済金を支払います。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
入院共済金	被共済者が責任開始の時以後の共済期間内①に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故のあった日から200日以内に入院したこと	この特約の共済金額×入院日数	被共済者

注) 団体契約において、主契約の死亡共済金受取人を被共済者を使用する者②に指定した場合③には、被共済者を使用する者②を入院共済金の共済金受取人とします。

- 入院共済金が支払われることとなる入院日数は、入院した日を初日として、1回の入院について200日を限度とします。
- 被共済者が、同一の原因または直接の関係がある原因により、第1項の事故のあった日から200日以内に2回以上入院した場合には、これらの入院を1回の入院とみなして第2項の規定を適用します。
- 被共済者が、異なる不慮の事故を直接の原因として2回以上入院をした場合には、そのつど第1項により入院共済金を支払うものとします。
- 被共済者が、第1項による入院共済金の支払いを受けるべき入院期間中に、その入院の原因と異なる原因により入院共済金の支払いを受けるべき入院をした場合において、入院期間が重複するときは、その異なる入院についての入院共済金は、第1項から第4項までの規定にかかわらず、重複して支払いません。
- 次に掲げる場合には、第1項の入院日数は、入院した日からそれぞれ次の区分に応じて、同表に掲げる日までとします。

区分	対象となる入院日
(1) 共済契約が、失効し、解約され、または解除されたとき	失効し、解約され、または解除された日の前日
(2) 入院共済金が支払われることとなる期間中に被共済者が死亡したとき	被共済者が死亡した日
(3) 医師または歯科医師が退院しても差し支えないと認定したとき	医師または歯科医師が退院しても差し支えないと認定した日

- 組合は、戦争その他の変乱または自然災害④によって、共済事故が異常に発生し、入院共済金を支払うことで共済掛金の計算の基礎に著しく影響をおよぼすときは、入院共済金の一部を削減することがあります。

### 備考

- ① 「共済期間内」には、解約、解除等により共済契約が消滅した場合の消滅時以後の期間ならびに普通約款第14条 [共済契約の失効] および第15条 [共済契約の復活] による失効した期間（復活が行われずに消滅した場合の消滅時以後の期間を含みます。）は含みません。

- ② 「被共済者を使用する者」には、代表契約者を含みます。
- ③ 「被共済者を使用する者②に指定した場合」には、1共済契約において、被共済者を使用する者②と被共済者の相続人の双方を死亡共済金受取人に指定した場合を含みます。
- ④ 「自然災害」とは、台風、せん風、暴風、暴風雨、突風、降ひょう、降雪、なだれ、高潮、高波、洪水、りん雨、豪雨、土砂崩れ、崖崩れ、地割れ、断層、地すべり、地震、火山の噴火もしくは爆発またはこれらによる津波その他これらに類する自然現象（落雷を除きます。）をいいます。

## 第6条〔手術共済金の支払い〕

1 組合は、次の表に定めるところにより、手術共済金を支払います。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
手術共済金	被共済者が責任開始の時以後の共済期間内①に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故のあった日から200日以内に手術②を受けたこと	入院共済金額×別表4〔対象となる手術〕の支払倍率	被共済者

注) 団体契約において、主契約の死亡共済金受取人を被共済者を使用する者③に指定した場合④には、被共済者を使用する者③を手術共済金の共済金受取人とします。

- 2 被共済者が、2以上の手術を同時に受けた場合であって、これらの手術が次のいずれかに該当するときは、これらの手術を1の手術とみなして第1項の規定を適用します。この場合における手術共済金の額は、これらの手術にかかる別表4〔対象となる手術〕の支払倍率のうち最も高い倍率によるものとします。
  - (1) 同一の治療⑤を目的として受けたもの
  - (2) 別表4〔対象となる手術〕の対象手術の分類が同一のもの（手術の分類が「諸手術」の場合を除きます。）
- 3 組合は、戦争その他の変乱または自然災害⑥によって、共済事故が異常に発生し、手術共済金を支払うことで共済掛金の計算の基礎に著しく影響をおよぼすときは、手術共済金の一部を削減することがあります。

### 備考

- ① 「共済期間内」には、解約、解除等により共済契約が消滅した場合の消滅時以後の期間ならびに普通約款第14条〔共済契約の失効〕および第15条〔共済契約の復活〕による失効した期間（復活が行われずに消滅した場合の消滅時以後の期間を含みます。）は含みません。
- ② 「手術」には、事故のあった日から200日経過後に受けた手術であって、その不慮の事故により第5条〔入院共済金の支払い〕の入院共済金の支払いを受けることとなる入院の期間中にその入院の原因となった不慮の事故の治療を目的として受けたものを含みます。
- ③ 「被共済者を使用する者」には、代表契約者を含みます。
- ④ 「被共済者を使用する者③に指定した場合」には、1共済契約において、被共済者を使用する者③と被共済者の相続人の双方を死亡共済金受取人に指定した場合を含みます。
- ⑤ 「治療」には、柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。

- ⑥ 「自然災害」とは、台風、せん風、暴風、暴風雨、突風、降ひょう、降雪、なだれ、高潮、高波、洪水、りん雨、豪雨、土砂崩れ、崖崩れ、地割れ、断層、地すべり、地震、火山の噴火もしくは爆発またはこれらによる津波その他これらに類する自然現象（落雷を除きます。）をいいます。

#### 第7条 [共済金を支払わない場合]

- 1 次のいずれかにより被共済者が入院し、または手術①を受けた場合には、組合は、入院共済金または手術共済金を支払いません。
- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または犯罪行為
  - (2) 被共済者の重大な過失
  - (3) 被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因として生じた傷害
  - (4) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた傷害
  - (5) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた傷害
  - (6) 被共済者に対する刑の執行
- 2 組合は、被共済者が、外傷性頸部症候群②または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見③のないものに対しては、その症状の原因がいかるときでも、入院共済金および手術共済金を支払いません。

#### 備考

- ① 「手術」には、事故のあった日から200日経過後に受けた手術であって、その不慮の事故により第5条 [入院共済金の支払い] の入院共済金の支払いを受けることとなる入院の期間中にその入院の原因となった不慮の事故の治療を目的として受けたものを含みません。
- ② 「外傷性頸部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- ③ 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

#### 第8条 [入院給付担保特約の共済金の支払請求および支払方法等]

- 1 共済金受取人は、この特約の共済金の支払事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、組合に通知してください。
- 2 この特約の共済金の支払事由が発生した場合において、被共済者がそれらの共済金の支払請求をする前に死亡し死亡共済金が支払われる場合に、または被共済者が別表3 [後遺障害等級表] に掲げる第1級の後遺障害の状態①となり傷害共済金を支払請求できない特別な事情がある場合には、第1項の規定にかかわらず、次の共済契約の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる者が、遅滞なく、別表1 [請求書類] の必要書類を組合に提出して、被共済者の代理人としてこの特約の共済金の支払いを請求することができます。

共済契約の区分	被共済者の代理人となる者
個人契約	死亡共済金受取人として指定されている次のいずれかの者 (1) 被共済者の戸籍上の配偶者 (2) 被共済者の直系血族である父母または子供 (3) 被共済者の血族である兄弟姉妹
団体契約（死亡共済金受取人が被共済者の相続人であるときに限ります。）	死亡共済金受取人として指定されている次のいずれかの者 (1) 被共済者の戸籍上の配偶者 (2) 被共済者の直系血族である父母または子供 (3) 被共済者の血族である兄弟姉妹

- 3 組合は、第2項の規定により共済金を被共済者の代理人にすでに支払っているときは、重複して共済金の支払請求を受けても、これを支払いません。
- 4 普通約款第9条〔共済金の支払請求等〕第5項、第10条〔共済金の支払時期および支払方法〕および第11条〔時効〕の規定は、この特約の共済金の支払いについて準用します。

#### 備考

- ① 「第1級の後遺障害の状態」には、別表3〔後遺障害等級表〕の第3級以上の後遺障害の状態の2以上に該当した場合（身体の同一部位②に生じたものであるときは除きます。）を含みます。
- ② 「同一部位」とは、別表3〔後遺障害等級表〕の備考17に規定する同一部位をいいます。

#### 第9条〔入院給付担保特約の解約等〕

- 1 共済契約者は、この特約のみを解約することはできません。
- 2 主契約が無効となり、または取り消され、解約され、もしくは解除された場合には、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、もしくは解除します。

#### 第10条〔規定の準用〕

- 1 普通約款第29条〔共済金受取人の変更〕第4項の規定は、入院共済金および手術共済金の共済金受取人の変更について準用します。
- 2 この特約に定められていない事項については、この特約の趣旨に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。この場合において、普通約款第13条〔共済掛金の分割払い〕の規定が適用される場合には、第13条第3項の「未払込分割払共済掛金」は、払込期日が経過した分割払共済掛金とします。

## 2 通院給付担保特約

### 通院給付担保特約の主な内容

通院給付担保特約は、次の保障を行うものです。

	保障の主な内容	共済金の額
通院共済金	被共済者が責任開始の時から以後に生じた不慮の事故により一定日数以上通院したとき	この特約の共済金額×通院日数

### 第1条 [用語の定義]

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
通院	医師または歯科医師による治療①が必要であり、かつ、自宅等での治療①が困難なため、医療法に定められた病院または患者を収容する施設を有する診療所②において、医師または歯科医師による治療①を入院によらないで受けること（往診を含みます。）をいいます。ただし、平常の生活もしくは業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院または通院時の医学的水準または医学的常識に照らし、客観的または合理的に認められない通院を除きます。

### 備考

- ① 「治療」には、柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。
- ② 「診療所」には、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所および日本国外の医療施設であって組合が同等と認めたいものを含みます。

### 第2条 [通院給付担保特約の付加]

この特約は、主契約の締結の際に共済契約者から申出があったときに、組合の定める取扱いにより、主契約に付加することができます。

### 第3条 [共済期間]

この特約の共済期間は、主契約の共済期間と同一の期間とします。

### 第4条 [共済掛金の払込み]

この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込んでください。

### 第5条 [通院共済金の支払い]

- 1 組合は、次の表に定めるところにより、通院共済金を支払います。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
通共済金	<p>責任開始の時以後の共済期間内①に生じた不慮の事故を直接の原因として、事故のあった日②から30日以内に通院を開始し、かつ、その通院日数がその事故の日から180日以内に、次に掲げる日数以上となったこと</p> <p>(1) 頭がい、せき柱、体幹または四肢③の骨折による通院にあっては、5日</p> <p>(2) (1)の骨折以外の傷害による通院にあっては、10日</p>	この特約の共済金額×通院日数	被共済者

注) 団体契約において、主契約の死亡共済金受取人を被共済者を使用する者④に指定した場合⑤には、被共済者を使用する者④を通院共済金の共済金受取人とします。

- 2 通院共済金が支払われることとなる通院日数は、通院を開始した日を初日として、1回の通院について、合計して90日を限度とします。
- 3 通院共済金または入院共済金が支払われることとなる期間が重複するときは、次のとおり取り扱います。
  - (1) 被共済者が、第1項による通院共済金の支払いを受けるべき通院期間中に、その通院の原因と異なる原因により通院共済金の支払いを受けるべき通院をした場合において、通院共済金の支払いを受けるべき通院日が重複するときは、その異なる原因による通院についての通院共済金は、第1項および第2項の規定にかかわらず、重複して支払いません。
  - (2) 入院給付担保特約第5条〔入院共済金の支払い〕により入院共済金の支払いを受けるべき期間中は、第1項および第2項の規定にかかわらず、通院共済金は支払いません。
- 4 被共済者が、不慮の事故を直接の原因として、頭がい、せき柱、体幹または四肢③の骨折をし、その部位の治療⑥を目的として医師または医師の指示によりギブス等⑦による固定をした場合には、その固定期間⑧の日数について通院をしたものとみなします。ただし、頭がい、せき柱、体幹または四肢③の骨折については、通院共済金の支払いを受けるべき事由に該当する場合に限り、ます。
- 5 第4項により通院共済金が支払われる場合には、第1項から第3項までの規定にかかわらず、固定期間中の通院した日数⑨にかかる共済金は支払いません。
- 6 次に掲げる場合には、通院共済金が支払われることとなる通院日数は、通院を開始した日からそれぞれ次の区分に応じて、同表に掲げる日までとします。

区分	対象となる通院日
(1) 傷害を受けた日から180日を経過したとき	180日を経過する日
(2) 共済契約が、失効し、解約され、または解除されたとき	失効し、解約され、または解除された日の前日
(3) 医師または歯科医師が通院を必要としないと認定したとき	医師または歯科医師が通院を必要としないこととなった日



7 組合は、戦争その他の変乱または自然災害<sup>⑩</sup>によって、共済事故が異常に発生し、通院共済金を支払うことで共済掛金の計算の基礎に著しく影響をおよぼすときは、通院共済金の一部を削減することがあります。

#### 備考

- ① 「共済期間内」には、解約、解除等により共済契約が消滅した場合の消滅時以後の期間ならびに普通約款第14条〔共済契約の失効〕および第15条〔共済契約の復活〕による失効した期間（復活が行われずに消滅した場合の消滅時以後の期間を含みます。）は含みません。
- ② 「事故のあった日」は、不慮の事故を原因として入院をした場合には、その入院にかかる退院をした日とします。
- ③ 「四肢」とは、手関節および足関節以上をいいます。
- ④ 「被共済者を使用する者」には、代表契約者を含みます。
- ⑤ 「被共済者を使用する者<sup>④</sup>に指定した場合」には、1共済契約において、被共済者を使用する者<sup>④</sup>と被共済者の相続人の双方を死亡共済金受取人に指定した場合を含みます。
- ⑥ 「治療」には、柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。
- ⑦ 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネ、その他これらに類するもので、医師の許可なく被共済者自身で着脱ができないものをいいます。
- ⑧ 「固定期間」とは、医師または医師の指示によりギプス等により固定した期間をいい、その固定期間と入院給付担保特約第5条〔入院共済金の支払い〕の入院共済金の支払いを受けるべき入院期間と重複する場合には、その重複する固定期間を除きます。
- ⑨ 「固定期間中の通院した日数」には、固定期間中に異なる原因により通院共済金の支払いを受けるべき通院をした場合の固定期間中のその通院した日数を含みます。
- ⑩ 「自然災害」とは、台風、せん風、暴風、暴風雨、突風、降ひょう、降雪、なだれ、高潮、高波、洪水、りん雨、豪雨、土砂崩れ、崖崩れ、地割れ、断層、地すべり、地震、火山の噴火もしくは爆発またはこれらによる津波その他これらに類する自然現象（落雷を除きます。）をいいます。

#### 第6条〔共済金を支払わない場合〕

- 1 次のいずれかにより被共済者が通院した場合には、組合は、通院共済金を支払いません。
  - (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または犯罪行為
  - (2) 被共済者の重大な過失
  - (3) 被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因として生じた傷害
  - (4) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた傷害
  - (5) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた傷害
  - (6) 被共済者に対する刑の執行
- 2 組合は、被共済者が、外傷性頸部症候群<sup>①</sup>または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見<sup>②</sup>のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、通院共済金を支払いません。

#### 備考

- ① 「外傷性頸部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- ② 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第7条 [通院給付担保特約の共済金の支払請求および支払方法等]

- 1 共済金受取人は、この特約の共済金の支払事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、組合に通知してください。
- 2 この特約の共済金の支払事由が発生した場合において、被共済者がそれらの共済金の支払請求をする前に死亡し死亡共済金が支払われる場合に、または被共済者が別表3 [後遺障害等級表] に掲げる第1級の後遺障害の状態①となり傷害共済金を支払請求できない特別な事情がある場合には、第1項の規定にかかわらず、次の共済契約の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる者が、遅滞なく、別表1 [請求書類] の必要書類を組合に提出して、被共済者の代理人としてこの特約の共済金の支払いを請求することができます。

共済契約の区分	被共済者の代理人となる者
個人契約	死亡共済金受取人として指定されている次のいずれかの者 (1) 被共済者の戸籍上の配偶者 (2) 被共済者の直系血族である父母または子供 (3) 被共済者の血族である兄弟姉妹
団体契約（死亡共済金受取人が被共済者の相続人であるときに限ります。）	死亡共済金受取人として指定されている次のいずれかの者 (1) 被共済者の戸籍上の配偶者 (2) 被共済者の直系血族である父母または子供 (3) 被共済者の血族である兄弟姉妹

- 3 組合は、第2項の規定により共済金を被共済者の代理人にすでに支払っているときは、重複して共済金の支払請求を受けても、これを支払いません。
- 4 普通約款第9条 [共済金の支払請求等] 第5項、第10条 [共済金の支払時期および支払方法] および第11条 [時効] の規定は、この特約の共済金の支払いについて準用します。

備考

- ① 「第1級の後遺障害の状態」には、別表3 [後遺障害等級表] の第3級以上の後遺障害の状態の2以上に該当した場合（身体の同一部位②に生じたものであるときは除きます。）を含みます。
- ② 「同一部位」とは、別表3 [後遺障害等級表] の備考17に規定する同一部位をいいます。

第8条 [通院給付担保特約の解約等]

- 1 共済契約者は、この特約のみを解約することはできません。
- 2 主契約が無効となり、または取り消され、解約され、もしくは解除された場合には、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、もしくは解除します。

第9条 [規定の準用]

- 1 普通約款第29条 [共済金受取人の変更] 第4項の規定は、通院共済金の共済金受取人の変更について準用します。
- 2 この特約に定められていない事項については、この特約の趣旨に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。この場合において、普通約款第13条 [共済掛金の分割払い] の規定が適用される場合には、第13条第3項の「未払込分割払共済掛金」は、払込期日が経過した分割払共済掛金とします。

### 3 病気死亡担保特約

#### 病気死亡担保特約の主な内容

病気死亡担保特約は、次の保障を行うものです。

保障の主な内容		共済金の額
病気死亡共済金	被共済者が責任開始の時以後に生じた疾病により死亡したとき	この特約の共済金額
高度障害共済金	被共済者が責任開始の時以後に生じた疾病により所定の第1級後遺障害の状態になったとき	この特約の共済金額

#### 第1条 [用語の定義]

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
疾病	疾病および主契約の死亡共済金および傷害共済金に支払事由とならない傷害をいいます。
高度障害	別表5 [病気死亡担保特約の後遺障害等級表] に掲げる第1級の後遺障害の状態をいいます。なお、同表の第2級から第4級までに掲げる後遺障害の状態の2以上に該当した場合（身体の同一部位①に生じたものであるときは除きます。）は、第1級の後遺障害の状態に該当したものとみなして取り扱います。

#### 備考

- ① 「同一部位」とは、別表5 [病気死亡担保特約の後遺障害等級表] の備考11に規定する同一部位をいいます。

#### 第2条 [病気死亡担保特約の付加]

この特約は、主契約の締結の際に共済契約者から申出があったときに、組合の定める取扱いにより、主契約に付加することができます。

#### 第3条 [共済期間]

この特約の共済期間は、主契約の共済期間と同一の期間とします。

#### 第4条 [共済掛金の払込み]

この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込んでください。

#### 第5条 [病気死亡担保特約の共済金の支払い]

- 1 組合は、次の表に定めるところにより、病気死亡共済金および病気高度障害共済金を支払います。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
病 気 死 亡 共 済 金	被共済者が、責任開始の時以後に生じた疾病により、共済期間内①に死亡したこと	この特約の共済金額	死亡共済金受取人
病 気 高 度 障 害 共 済 金	被共済者が、責任開始の時以後に生じた疾病により、共済期間内①に高度障害の状態になったこと	この特約の共済金額	被共済者

注 1) 病気死亡共済金の死亡共済金受取人は、次の表の共済契約の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者とします。

共済契約の区分	共済金受取人
個 人 契 約	共済契約者②が指定した者とします。なお、死亡共済金受取人の指定がないときは、被共済者の相続人を死亡共済金受取人とします。
団 体 契 約	被共済者を使用する者③または被共済者の相続人のいずれかの者から共済契約者が指定した者とします。

注 2) 団体契約において、病気死亡共済金の死亡共済金受取人を被共済者を使用する者③に指定した場合には、被共済者を使用する者③を病気高度障害共済金の受取人とします。

- 2 被共済者の共済契約の効力の発生の際における年齢が60歳以上66歳未満である場合において、疾病により病気死亡共済金または病気高度障害共済金の支払事由が発生した場合の共済金の額は、第1項の規定にかかわらず、共済契約の効力発生の際における被共済者の年齢に応じ、この特約の共済金額に、それぞれ次の表の支払率を乗じて得た額とします。

被共済者の年齢	支払率
60歳以上63歳未満	60%
63歳以上66歳未満	30%

- 3 共済契約の効力発生の際における被共済者の年齢が66歳以上である場合には、第1項の規定にかかわらず、病気死亡共済金または病気高度障害共済金を支払いません。
- 4 被共済者が高度障害になった後、被共済者④が病気高度障害共済金の支払請求をする前にその被共済者が死亡し、病気死亡共済金が支払われる場合には、その被共済者は、病気高度障害共済金の支払事由は発生しなかったものとして取り扱います。
- 5 被共済者が死亡した場合または被共済者が高度障害となり病気高度障害共済金が支払われた場合には、被共済者が死亡した日または医師がその高度障害となる後遺障害の状態を認めた日から被共済者でなくなります。

#### 備考

- ① 「共済期間内」には、解約、解除等により共済契約が消滅した場合の消滅時以後の期間ならびに普通約款第14条〔共済契約の失効〕および第15条〔共済契約の復活〕による失効した期間（復活が行われずに消滅した場合の消滅時以後の期間を含みます。）は含みません。

- ② 代表契約者を共済契約者とする場合には、被共済者を使用する者とします。
- ③ 「被共済者を使用する者」には、代表契約者を含みます。
- ④ 「被共済者」には、普通約款第9条〔共済金の支払請求等〕第4項の被共済者の代理人となる者を含みます。

#### 第6条〔共済金を支払わない場合〕

- 1 次のいずれかにより被共済者が死亡した場合には、組合は、病気死亡共済金を支払いません。
  - (1) 被共済者の自殺。ただし、被共済者が2年以上継続して、この特約（共済期間を1年とするものに限り。）を付加し、かつ、特定漁船乗組員特約を付加しない共済契約の被共済者の場合にあつては、病気死亡共済金を支払います。
  - (2) 共済契約者または死亡共済金受取人の故意
- 2 次のいずれかにより被共済者が高度障害となった場合には、組合は、病気高度障害共済金を支払いません。
  - (1) 被共済者の故意または重大な過失
  - (2) 共済契約者の故意または重大な過失
- 3 組合は、被共済者が、疾病により共済期間内に死亡し、または高度障害になった場合において、その死亡または高度障害の直接の原因が、特定漁船乗組員特約第4条〔被共済者の範囲〕により被共済者となった時にすでに発生していたことが判明したときは、病気死亡共済金または病気高度障害共済金を支払いません。

#### 第7条〔病気死亡担保特約の共済金の支払請求および支払方法等〕

- 1 共済金受取人は、この特約の共済金の支払事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、組合に通知してください。
- 2 病気高度障害共済金の支払事由が発生し、被共済者がその共済金を支払請求できない特別な事情がある場合には、第1項の規定にかかわらず、次の共済契約の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる者が、遅滞なく、別表1〔請求書類〕の必要書類を組合に提出して、被共済者の代理人として病気高度障害共済金の支払いを請求することができます。

共済契約の区分	被共済者の代理人となる者
個人契約	病気死亡共済金の死亡共済金受取人として指定されている次のいずれかの者 (1) 被共済者の戸籍上の配偶者 (2) 被共済者の直系血族である父母または子供 (3) 被共済者の血族である兄弟姉妹
団体契約（病気死亡共済金の死亡共済金受取人が被共済者の相続人であるときに限ります。）	病気死亡共済金の死亡共済金受取人として指定されている次のいずれかの者 (1) 被共済者の戸籍上の配偶者 (2) 被共済者の直系血族である父母または子供 (3) 被共済者の血族である兄弟姉妹

- 3 組合は、第2項により共済金を被共済者の代理人にすでに支払っているときは、重複して共済金の支払請求を受けても、これを支払いません。
- 4 普通約款第9条〔共済金の支払請求等〕第5項、第10条〔共済金の支払時期および支払方法〕および第11条〔時効〕の規定は、この特約の共済金の支払いについて準用します。

### 第8条 [病気死亡担保特約の解約等]

- 1 共済契約者は、この特約のみを解約することはできません。
- 2 主契約が無効となり、または取り消され、解約され、もしくは解除された場合には、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、もしくは解除します。

### 第9条 [返戻金の支払い]

被共済者が死亡し、第6条 [共済金を支払わない場合] 第1項 (第1項 (2) の共済契約者の故意による場合を除きます。) により病気死亡共済金が支払われなかった場合には、次の額を共済契約者に支払います。

すでに払い込まれた共済掛金からすでに経過した期間①に対する短期率②によって算出した共済掛金を差し引いたその残額

#### 備考

- ① 「すでに経過した期間」に1か月に満たない端数があるときは、これを切り上げます。
- ② 「短期率」とは、年間共済掛金に、次の表のすでに経過した期間に対応する割合を乗じたものをいいます。

すでに経過した期間	割合
1 か月まで	20%
2 か月まで	30%
3 か月まで	40%
4 か月まで	50%
5 か月まで	60%
6 か月まで	70%
7 か月まで	75%
8 か月まで	80%
9 か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%

### 第10条 [規定の準用]

- 1 普通約款第29条 [共済金受取人の変更] 第1項から第4項までの規定は、病気死亡共済金および病気高度障害共済金の共済金受取人の変更について準用します。
- 2 この特約に定められていない事項については、この特約の趣旨に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。この場合には、それぞれ次のとおりとします。
  - (1) 普通約款第13条 [共済掛金の分割払い] の規定が適用される場合には、第13条第3項の「未払込分割払共済掛金」は、死亡した被共済者にかかる共済掛金のうちまだ払い込まれていない残額とします。
  - (2) 普通約款第23条 [重大事由による解除] の規定が適用される場合には、第23条第4項(2)の「不慮の事故」とあるのは「疾病」と読みかえます。

## 4 特定漁船乗組員特約

### 特定漁船乗組員特約の主な内容

特定漁船乗組員特約は、漁船に乗り組む者の全員をその乗り組む者の人数によって一括して被共済者とするための特約です。

#### 第1条 [用語の定義]

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
特定漁船乗組員	漁船①に乗り組む者②をいいます。

#### 備考

- ① 「漁船」は、組合の定める漁船に限ります。
- ② 「漁船に乗り組む者」からは、船員法第2条第2項に規定する予備船員を除きます。

#### 第2条 [特定漁船乗組員特約の付加]

この特約は、主契約の締結の際に共済契約者から申出があったときに、組合の定める取扱いにより、主契約に付加することができます。

#### 第3条 [共済期間]

この特約の共済期間は、主契約の共済期間と同一の期間とします。

#### 第4条 [被共済者の範囲]

- 1 この特約を付加した共済契約の効力発生の際において特定漁船乗組員であった者は、共済契約の効力発生時から被共済者となります。
- 2 この特約を付加した共済契約の効力発生の際以後に特定漁船乗組員となった者は、その特定漁船乗組員となった時から被共済者となります。
- 3 被共済者は、特定漁船乗組員でなくなった日の翌日から被共済者でなくなります。

#### 第5条 [共済契約関係者の異動時の被共済者の同意]

共済契約者①は、第4条 [被共済者の範囲] 第2項の規定により被共済者となった者についての同意を、確認しなければなりません。

#### 備考

- ① 「共済契約者」には、団体契約における被共済者を使用する者を含みます。

#### 第6条 [共済契約関係者の異動時の精算]

- 1 被共済者の人数が、掛金払込被共済者数①から減少被共済者数②を差し引いて得た人数を超えた場合には、共済契約者は、遅滞なく、その超えた被共済者の人数について、組合の定める取扱いにより、未経過期間③に対応する共済掛金を追加共済掛金として、組合に払い込まなければなりません。

- 2 第1項により追加共済掛金が払い込まれる前に、被共済者について共済金の支払いの直接の原因となる事由が生じた場合には、普通約款第5条〔共済金の支払い〕、入院給付担保特約第5条〔入院共済金の支払い〕もしくは第6条〔手術共済金の支払い〕、通院給付担保特約第5条〔通院共済金の支払い〕または病気死亡担保特約第5条〔病気死亡担保特約の共済金の支払い〕の規定にかかわらず、被共済者ごとに次の算式により算出される額を共済金として支払います。

$$A - \left\{ A \times \left( 1 - \frac{C}{B} \right) \right\}$$

- A：その追加共済掛金が払い込まれていたとするならば支払われる共済金の額  
 B：共済金の支払いの直接の原因となる事由が発生した時の直前における被共済者の人数  
 C：掛金払込被共済者数①から減少被共済者数②を差し引いて得た人数

- 3 共済契約者は、被共済者の人数が、掛金払込被共済者数①から減少被共済者数②を差し引いて得た人数を下回った場合には、遅滞なく、別表1〔請求書類〕の必要書類を組合に提出して、その下回った人数に応ずる未経過期間③に対応する返戻金の支払いを請求してください。

#### 備考

- ① 「掛金払込被共済者数」とは、共済掛金の払込みにかかる被共済者の人数をいいます。  
 ② 「減少被共済者数」とは、次に掲げる者の人数の合計人数をいいます。  
 ア 死亡共済金または病気死亡担保特約の病気死亡共済金もしくは病気高度障害共済金を支払ったまたは支払うべき者  
 イ 傷害共済金として1被共済者あたりの共済金額に相当する額を支払った者または支払うべき者  
 ウ 未経過期間③に対応する返戻金の支払いを受けた者の人数  
 ③ 未経過期間に1か月に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。

#### 第7条〔返戻金の支払い—共済契約の解約および解除の場合〕

- 1 組合は、普通約款第22条〔共済契約の解約〕により共済契約が解約され、または普通約款第17条〔告知義務違反による解除〕、第23条〔重大事由による解除〕第1項もしくは第33条〔組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡〕第9項により共済契約が解除された場合には、普通約款第24条〔返戻金の支払い—解約の場合〕または第25条〔返戻金の支払い—解除の場合〕の規定にかかわらず、その共済契約の解約または解除の時に、掛金払込被共済者数①から次に掲げる者の合計人数を差し引いて得た被共済者の人数に対応する共済掛金について、組合の定める取扱いにより、すでに経過した期間②に対応する共済掛金を控除した額を返戻金として共済契約者に支払います。
- (1) 共済金③の支払いを受けたまたは受けるべき者  
 (2) 第6条〔共済契約関係者の異動時の精算〕第3項により返戻金の支払いを受けた者
- 2 第23条〔重大事由による解除〕第2項により共済契約の被共済者にかかる部分を解除した場合において、その解除された被共済者に対応する共済掛金について、組合の定める取扱いにより、すでに経過した期間②に対応する共済掛金を控除した額を返戻金として共済契約者に支払います。



## 備考

- ① 「掛金払込被共済者数」とは、共済掛金の払込みにかかる被共済者の人数をいいます。
- ② すでに経過した期間に1か月に満たない端数があるときは、これを切り上げ、1か月とします。
- ③ 「共済金」は、死亡共済金もしくは傷害共済金（1被共済者あたりの共済金額に相当する額を支払った者または支払うべき場合に限り、）または病気死亡担保特約の病気死亡共済金もしくは病気高度障害共済金をいいます。

## 第8条〔被共済者名簿の備付義務〕

- 1 共済契約者は、常に、被共済者全員の名簿を備えておき、組合がその閲覧を求めたときはいつでもこれに応じなければなりません。
- 2 組合は、共済契約者が正当な理由なく第1項の名簿を備えておかず、または閲覧を拒んだときは、共済契約上の責任を負いません。

## 第9条〔特定漁船乗組員特約の解約等〕

- 1 共済契約者は、この特約のみを解約することはできません。
- 2 主契約が無効となり、または取り消され、解約され、もしくは解除された場合には、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、もしくは解除します。

## 第10条〔規定の準用〕

この特約に定められていない事項については、この特約の趣旨に反するものを除き、普通約款および他の特約の規定を準用します。

## 5 特定期間保障特約

### 特定期間保障特約の主な内容

特定期間保障特約は、被共済者が行事等の実施中、行事等への参加中または日本国内の旅行中に生じた不慮の事故による死亡または後遺障害を保障するものです。

### 第1条 [用語の定義]

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
行事等	まつり、浜掃除もしくは各種イベントまたはその他これに準じる行事等であって、共済証書に記載されたものをいいます。
行事等の実施中	行事等の責任者として行事等を行うため所定の集合地に集合してから所定の解散地で解散するまでの間で、行事等の参加者を管理している間をいいます。
行事等への参加中	行事等の参加者として行事等に参加するため所定の集合地に集合してから所定の解散地で解散するまでの間で、行事等の責任者の管理下にある間をいいます。ただし、いかなる場合においても宿泊のため宿泊施設に入ってから行事等に参加のため宿泊施設を出るまでの間は除きます。
旅行行程中	共済契約申込書に記載された旅行の目的をもって、被共済者が住居を出発してから住居に到着するまでの間をいいます。

### 第2条 [特定期間保障特約の付加]

この特約は、主契約の締結の際に共済契約者から申出があったときに、組合の定める取扱いにより、共済契約に付加することができます。

### 第3条 [組合の共済責任の始期および終期]

- 1 この特約を付加した共済契約の組合の共済責任は、普通約款第3条 [組合の共済責任] 第1項の規定にかかわらず、共済証書に記載された共済期間の初日の午前0時に始まります。
- 2 共済期間は、普通約款第3条 [組合の共済責任] 第3項の規定にかかわらず、共済期間の末日の午後12時に終わります。

### 第4条 [特定期間保障特約を付加した共済契約の共済金の支払いの特例]

- 1 組合は、この特約を付加した共済契約については、普通約款第5条 [共済金の支払い] の規定にかかわらず、被共済者が行事等の実施中、行事等への参加中または旅行行程中に受けた不慮の事故を直接の原因として普通約款第5条 [共済金の支払い] 第1項の支払事由が発生した場合に限り、死亡共済金または傷害共済金を支払います。
- 2 組合は、この特約を付加した共済契約については、普通約款第6条 [搜索時特別給付金の支払い] の規定にかかわらず、搜索時特別給付金は支払いません。
- 3 入院給付担保特約または通院給付担保特約が付加された共済契約にこの特約を同時に付加した場合の入院共済金、手術共済金および通院共済金の支払いについては、入院給付担保特約第5条 [入院共済金の支払い] および第6条 [手術共済金の支払い] ならびに通院給付担保特約第5条 [通院共済金の支払い] の規定にかかわらず、第1項の規定を準用します。

第5条 [特定期間保障特約の解約等]

- 1 共済契約者は、この特約のみを解約することはできません。
- 2 主契約が無効となり、または取り消され、解約され、もしくは解除された場合には、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、もしくは解除します。
- 3 この特約が付加された共済契約が解約された場合には、普通約款第24条 [返戻金の支払い—解約の場合]にかかわらず、返戻金は支払いません。

第6条 [普通約款の規定の適用除外]

普通約款第13条 [共済掛金の分割払い]、第14条 [共済契約の失効]、第15条 [共済契約の復活] および第19条 [通知義務] の規定は、この特約を付加した共済契約には適用しません。

第7条 [規定の準用]

この特約に定められていない事項については、この特約の趣旨に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

## 6 海上傷害不担保特約

### 海上傷害不担保特約の主な内容

海上傷害不担保特約は、被共済者が乗り組む漁船上での死亡もしくは後遺障害の状態または漁船上の不慮の事故による死亡もしくは後遺障害の状態についての共済金を支払わないこととするものです。

### 第1条〔海上傷害不担保特約の付加〕

この特約は、主契約の締結の際に共済契約者から申出があったときに、共済契約に付加することができます。

### 第2条〔共済期間〕

この特約の共済期間は、主契約の共済期間と同一の期間とします。

### 第3条〔海上傷害不担保特約付契約の共済金の支払いの特例〕

- 1 組合は、この特約を付加した共済契約については、普通約款第5条〔共済金の支払い〕の規定にかかわらず、被共済者が、乗り組む漁船上において死亡し、もしくは後遺障害の状態になった場合、またはその漁船上において生じた不慮の事故により死亡し、もしくは後遺障害の状態になった場合には、死亡共済金または傷害共済金を支払いません。
- 2 組合は、この特約を付加した共済契約については、普通約款第6条〔搜索時特別給付金の支払い〕の規定にかかわらず、搜索時特別給付金は支払いません。
- 3 入院給付担保特約または通院給付担保特約が付加された共済契約にこの特約を同時に付加した場合の入院共済金、手術共済金および通院共済金の支払いについては、入院給付担保特約第5条〔入院共済金の支払い〕および第6条〔手術共済金の支払い〕ならびに通院給付担保特約第5条〔通院共済金の支払い〕の規定にかかわらず、第1項の規定を準用します。

### 第4条〔海上傷害不担保特約の解約等〕

- 1 共済契約者は、この特約のみを解約することはできません。
- 2 主契約が無効となり、または取り消され、解約され、もしくは解除された場合には、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、もしくは解除します。

### 第5条〔普通約款の規定の適用除外〕

この特約を付加した共済契約には、普通約款第19条〔通知義務〕の規定は適用しません。

### 第6条〔規定の準用〕

この特約に定められていない事項については、この特約の趣旨に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

## 別表1 請求書類

## 1 共済金等にかかる請求書類

共済金の区分	必要書類
死亡共済金	(1) 共済金支払請求書 (2) 共済証書 (3) 被共済者および死亡共済金受取人の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (4) 組合の指定した書式による医師の死亡証明書または検視調査に記載した事項の証明書 (5) 共済金受取人の印鑑証明書
傷害共済金	1. 被共済者または共済金受取人による請求の場合 (1) 共済金支払請求書 (2) 共済証書 (3) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (4) 組合の指定した書式による医師または歯科医師の診断書 (5) 共済金受取人の印鑑証明書 2. 被共済者の代理人による代理請求の場合 (1) 共済金支払請求書 (2) 共済証書 (3) 被共済者および代理人の戸籍謄本 (4) 組合の指定した書式による医師または歯科医師の診断書 (5) 代理人の住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (6) 被共済者および代理人の印鑑証明書
捜索時特別給付金	(1) 共済金支払請求書 (2) 共済証書 (3) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (4) 組合の指定した書式による医師の死亡証明書 (5) 共済金受取人の印鑑証明書 (6) 捜索事実を確認する書類
(入院給付担保特約) 入院共済金	1. 被共済者または共済金受取人による請求の場合 (1) 共済金支払請求書 (2) 共済証書 (3) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (4) 組合の指定した書式による病院または診療所の入院証明書 (5) 共済金受取人の印鑑証明書 2. 被共済者の代理人による代理請求の場合

共済金の区分	必要書類
<p>(入院給付担保特約) 入院共済金</p>	<p>(1) 共済金支払請求書 (2) 共済証書 (3) 被共済者および代理人の戸籍謄本 (4) 組合の指定した書式による病院または診療所の入院証明書 (5) 代理人の住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (6) 被共済者および代理人の印鑑証明書</p>
<p>手術共済金</p>	<p>1. 被共済者または共済金受取人による請求の場合 (1) 共済金支払請求書 (2) 共済証書 (3) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (4) 組合の指定した書式による病院または診療所の手術証明書 (5) 共済金受取人の印鑑証明書</p> <p>2. 被共済者の代理人による代理請求の場合 (1) 共済金支払請求書 (2) 共済証書 (3) 被共済者および代理人の戸籍謄本 (4) 組合の指定した書式による病院または診療所の手術証明書 (5) 代理人の住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (6) 被共済者および代理人の印鑑証明書</p>
<p>(通院給付担保特約) 通院共済金</p>	<p>1. 被共済者または共済金受取人による請求の場合 (1) 共済金支払請求書 (2) 共済証書 (3) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (4) 組合の指定した書式による病院または診療所の通院証明書 (5) 共済金受取人の印鑑証明書</p> <p>2. 被共済者の代理人による代理請求の場合 (1) 共済金支払請求書 (2) 共済証書 (3) 被共済者および代理人の戸籍謄本 (4) 組合の指定した書式による病院または診療所の通院証明書 (5) 代理人の住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (6) 被共済者および代理人の印鑑証明書</p>
<p>(病気死亡担保特約) 病気死亡共済金</p>	<p>(1) 共済金支払請求書 (2) 共済証書 (3) 被共済者および死亡共済金受取人の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (4) 組合の指定した書式による医師の死亡証明書または検視調査に記載した事項の証明書 (5) 共済金受取人の印鑑証明書</p>

共済金の区分	必要書類
病気高度障害共済金	1. 被共済者または共済金受取人による請求の場合 (1) 共済金支払請求書 (2) 共済証書 (3) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (4) 組合の指定した書式による医師または歯科医師の診断書 (5) 共済金受取人の印鑑証明書 2. 被共済者の代理人による代理請求の場合 (1) 共済金支払請求書 (2) 共済証書 (3) 被共済者および代理人の戸籍謄本 (4) 代理人の住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (5) 組合の指定した書式による医師または歯科医師の診断書 (6) 被共済者および代理人の印鑑証明書

## 2 その他の請求書類

項目	必要書類
共済契約の復活	(1) 組合所定の申込書
通知義務事項の組合への通知	(2) 共済証書
共済契約の解約等における返戻金の請求	(1) 組合所定の申込書 (2) 共済証書 (3) 共済契約者の印鑑証明書
共済契約者の変更	(1) 組合所定の申込書 (2) 共済証書
被共済者の変更（特定漁船乗組員特約を付加した共済契約の返戻金の支払いを含みます。）	(1) 組合所定の申込書 (2) 共済証書
死亡共済金受取人の変更	
組合の変更または追加	

## 3 請求書類にかかる注意事項

- (1) 組合は、これらの書類のほか特に必要と認める書類の提出を求めることがあります。
- (2) 共済金受取人は、組合の承諾を得て、必要書類の一部を省略することができます。

## 別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、その定義は(1)によるものとし、(2)に不慮の事故を例示します。また、(3)に掲げる事故については、急激かつ偶発的な外来の事故に該当するか否かにかかわらず、不慮の事故から除外します。

### (1) 急激・偶発・外来の定義

急 激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。）。
偶 発	事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます（被共済者の故意に基づくものは該当しません。）。
外 来	事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

### (2) 不慮の事故の例

該当例	非該当例
<p>次のような事故は、(1)の定義にもとづく要件をすべて満たす場合、不慮の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故</li> <li>・不慮の転倒、転落</li> <li>・不慮の溺水</li> </ul>	<p>次のような事故は、(1)の定義にもとづく要件を満たさないため、不慮の事故に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高山病、潜水病、乗り物酔いにおける原因</li> <li>・飢餓</li> <li>・処刑</li> </ul>



(3) 除外する事故

項目	除外する事故
1 疾病の発症等における軽微な外因	疾病もしくは体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪した場合における、その原因となった事故
2 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断もしくは治療を目的とした医療行為または医薬品等の使用もしくは処置における事故
3 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、えん下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入もしくはえん下による気道閉塞または窒息
4 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病または熱射病）の原因となったものをいいます。）
5 接触皮膚炎、食中毒等の原因となった事故	次の症状の原因となった事故 (1) 洗剤、油脂もしくはグリースまたは溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 (2) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等 (3) 細菌性もしくはウイルス性食中毒またはアレルギー性、食餌性もしくは中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎

別表 3 後遺障害等級表

等級	後遺障害の状態	支払率
第 1 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼が失明したもの</li> <li>2 そしゃくおよび言語の機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>6 両上肢の用を全く永久に失ったもの</li> <li>7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>8 両下肢の用を全く永久に失ったもの</li> </ol>	100%
第 2 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1 眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>2 両眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>3 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>5 両上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>6 両下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol>	100%
第 3 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1 眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>2 そしゃくまたは言語の機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたりまったく労務につくことができないもの</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたりまったく労務につくことができないもの</li> <li>5 両手の手指の全部を失ったもの</li> </ol>	85%
第 4 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>2 そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>4 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>5 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>6 両手の手指の全部の用を全く永久に失ったもの</li> <li>7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> </ol>	75%

等級	後遺障害の状態	支払率
第 5 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1 眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>4 1 上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>5 1 下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>6 1 上肢の用を全く永久に失ったもの</li> <li>7 1 下肢の用を全く永久に失ったもの</li> <li>8 両足の足指の全部を失ったもの</li> </ol>	75%
第 6 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 そしゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>4 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>5 せき柱に著しい変形または運動障害を残すもの</li> <li>6 1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの</li> <li>7 1 下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの</li> <li>8 1 手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの</li> </ol>	50%
第 7 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1 眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>3 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>4 神経系統の機能または精神に障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、単純で軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、単純で軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>6 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</li> <li>7 1 手の5の手指または母指を含み4の手指の用を全く永久に失ったもの</li> <li>8 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>9 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>10 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>11 両足の足指の全部の用を全く永久に失ったもの</li> <li>12 外ぼうに著しい醜状を残すもの</li> <li>13 両側のこう丸を失ったもの</li> </ol>	50%

等級	後遺障害の状態	支払率
第 8 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1 眼が失明し、または 1 眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>2 せき柱に運動障害を残すもの</li> <li>3 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの</li> <li>4 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を全く永久に失ったもの</li> <li>5 1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの</li> <li>6 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を全く永久に失ったもの</li> <li>7 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を全く永久に失ったもの</li> <li>8 1 上肢に偽関節を残すもの</li> <li>9 1 下肢に偽関節を残すもの</li> <li>10 1 足の足指の全部を失ったもの</li> </ol>	15%
第 9 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 1 眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>3 両眼に半盲症、視野狭さくまたは視野変状を残すもの</li> <li>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>6 そしゃくおよび言語の機能に障害を残すもの</li> <li>7 両耳の聴力が 1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>8 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>9 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの</li> <li>10 神経系統の機能または精神に障害を残し、一般的労働能力は残存しているが、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、一般的労働能力は残存しているが、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>12 1 手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの</li> <li>13 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を全く永久に失ったもの</li> <li>14 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの</li> <li>15 1 足の足指の全部の用を全く永久に失ったもの</li> <li>16 生殖器に著しい障害を残すもの</li> <li>17 外ぼうに相当程度の醜状を残すもの</li> </ol>	10%
第 10 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1 眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</li> <li>3 そしゃくまたは言語の機能に障害を残すもの</li> <li>4 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</li> <li>5 両耳の聴力が 1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>6 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>7 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を全く永久に失ったもの</li> <li>8 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの</li> <li>9 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの</li> <li>10 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>11 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ol>	7%

等級	後遺障害の状態	支払率
第 11 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</li> <li>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>4 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</li> <li>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>7 せき柱に変形を残すもの</li> <li>8 1手の示指、中指または環指を失ったもの</li> <li>9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を全く永久に失ったもの</li> <li>10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ol>	5%
第 12 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</li> <li>2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</li> <li>4 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの</li> <li>5 鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</li> <li>6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</li> <li>7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</li> <li>8 長管骨に変形を残すもの</li> <li>9 1手の小指を失ったもの</li> <li>10 1手の示指、中指または環指の用を全く永久に失ったもの</li> <li>11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの</li> <li>12 1足の第1の足指または他の4の足指の用を全く永久に失ったもの</li> <li>13 局部にがん固な神経症状を残すもの</li> <li>14 外ぼうに醜状を残すもの</li> </ol>	5%
第 13 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 1眼に半盲症、視野狭さくまたは視野変状を残すもの</li> <li>3 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</li> <li>4 両眼のまぶたの1部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの</li> <li>5 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</li> <li>6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</li> <li>7 1手の小指の用を全く永久に失ったもの</li> <li>8 1手の母指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>9 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの</li> <li>10 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの</li> <li>11 1足の第2の足指の用を全く永久に失ったもの、第2の足指を含み2の足指の用を全く永久に失ったものまたは第3の足指以下の3の足指の用を全く永久に失ったもの</li> </ol>	3%

等級	後遺障害の状態	支払率
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を全く永久に失ったもの 9 局部に神経症状を残すもの	2%

備考

1 眼の障害

- (1) 視力の測定は、きょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
- (2) 「失明」とは、眼球を亡失（摘出）したもので、明暗を弁じ得ないものおよびようやく明暗を弁じることができる程度のものをいいます。
- (3) 「眼の視野障害（半盲症、視野狭さく、視野変状）」とは、8方向の視野の角度の合計が正常視野の角度の合計の60%以下になった場合をいいます。
- (4) 「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、まぶたを閉じたときに角膜を完全に覆いえない程度のもをいいます。
- (5) 「まぶたの一部に欠損を残すもの」とは、まぶたを閉じたときに角膜は完全に覆うことができるが、球結膜（しろめ）が露出している程度のもをいいます。
- (6) 「まぶたの著しい運動障害」とは、まぶたを開けて瞳が見えないもの、まぶたを閉じて角膜が見える程度のもをいいます。
- (7) 「眼球の著しい運動障害」とは、眼球の注視野の広さが2分の1以下に減じたものをいいます。
- (8) 「眼球の著しい調節機能障害」とは、調節領（調節力）が通常の2分の1以下に減じたものをいいます。
- (9) 「複視の症状を残すもの」とは、次のいずれにも該当するものをいいます。
  - ア 本人が複視のあることを自覚していること
  - イ 眼筋の麻痺等複視の症状を残す明らかな原因が認められること
  - ウ ヘススクリーンテストにより患側の像が水平方向または垂直方向の目盛りで5度以上離れた位置にあることが確認されること
- (10) (9)に該当するものうち、
  - ア 「正面を見た場合に複視の症状を残すもの」とは、ヘススクリーンテストにより正面を見た場合に複視が中心の位置にあることが確認されたものをいい、
  - イ 「正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの」とは、上記ア以外のものをいいます。
- (11) 「まつげはげを残すもの」とは、まつげ縁（まつげの生えている周縁）の2分の1以上にわたってまつげのはげを残すものをいいます。

2 そしゃく機能の障害

- (1) 「そしゃく機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外は摂取できないものをいいます。
- (2) 「そしゃく機能に著しい障害を残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以

外は摂取できないものをいいます。

- (3) 「そしゃく機能に障害を残すもの」とは、ある程度固形食は摂取できるが、これに制限があって、そしゃくが十分でないものをいいます。

### 3 言語機能の障害

- (1) 「言語機能を全く永久に失ったもの」とは、4種の語音（口唇音、歯舌音、口蓋音、咽頭音）のうち、3種以上の発音不能のものをいいます。

- (2) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、4種の語音のうち2種の発音不能のものまたはつづり音機能に障害があるため、言語のみを用いては意思を疎通することができないものをいいます。

- (3) 「言語の機能に障害を残すもの」とは、4種の語音のうち、1種の発音不能のものをいいます。

### 4 歯牙の障害

- 「歯科補てつを加えたもの」とは、現実に喪失または著しく欠損した歯牙に対する補てつをいいます。

### 5 耳の障害

- (1) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、平均純音聴力損失値が80dB以上のものをいいます。

- (2) 「聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの」とは、平均純音聴力損失値が70dB以上80dB未満のものをいいます。

- (3) 「聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの」とは、平均純音聴力損失値が60dB以上70dB未満のものまたは平均純音聴力損失値が40dB以上であり、かつ、最高明瞭度が50%以下のものをいいます。

- (4) 「聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの」とは、平均純音聴力損失値が30dB以上60dB未満のものをいいます。

### 6 鼻の障害

- (1) 「鼻の欠損」とは、鼻軟骨部の全部または大部分の欠損をいいます。

- (2) 「機能に著しい障害を残すもの」とは、鼻呼吸困難または嗅覚脱失をいいます。

### 7 精神・神経または胸腹部臓器の障害

- (1) 「常に介護を要するもの」とは、高度の障害のために生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、家族を含め、いわゆる第三者の介護、監視を要する場合をいい、医師または看護師の介護、監視の意味ではありません。

- (2) 「局部にがん固な神経症状を残す」とは、労働には差し支えないが、医学的に証明しうる麻痺、脳萎縮、脳波の異常等の精神・神経障害を残すものをいいます。

- (3) 「局部に神経症状を残す」とは、労働には通常差し支えないが、医学的に可能な神経系統または精神の障害に係る所見があると認められるものをいいます。

### 8 せき柱の障害

- (1) 「せき柱の著しい変形」とは、通常の上着を着用しても外部からせき柱の変形が明らかにわかる程度以上のものをいいます。

- (2) 「せき柱の変形」とは、裸体となったとき、またはレントゲン写真によって明らかにせき柱の変形または転移等がわかる程度以上のものをいいます。

- (3) 「せき柱の著しい運動障害」とは、せき柱の強直または背部軟部組織の明らかな器質的変化のため、運動可能領域が正常可動範囲の2分の1以上制限されたものまたは常時コルセットの装着を必要とする等著しい荷重障害のあるものをいいます。

- (4) 「せき柱の運動障害」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア せき柱の強直または背部軟部組織の明らかな器質的変化のため、運動可能領域が正常可動

範囲のほぼ2分の1程度にまで制限されたもの

イ 頭蓋・上位頸椎間の著しい異常可動性が生じたもの

#### 9 骨の変形による障害

「鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの」とは、裸体となったとき骨折による明らかな変形（欠損を含みます。）がわかる程度以上のものをいいます。

#### 10 上肢の障害

(1) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、ひじ関節および手関節）の完全強直またはこれに近い状態をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 関節の完全強直またはこれに近い状態にあるもの

イ 人工骨頭または人工関節をそう入置換したもの

(3) 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されているものをいいます。

(4) 「関節の機能に障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の4分の3以下に制限されているものをいいます。

(5) 「上肢に偽関節を残し著しい運動障害を残すもの」とは、上腕骨に偽関節を残すものまたはとう骨および尺骨の双方に偽関節を残すものをいいます。

(6) 「上肢に偽関節を残すもの」とは、とう骨もしくは尺骨のいずれか一方に偽関節を残すものをいいます。

(7) 「長管骨に変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものであって、外部から想見できる程度（165度以上わん曲して不正ゆ合したもの）以上のものをいい、長管骨の骨折部が良方向に短縮なく癒着している場合は、たとえ、その部位に肥厚が生じたとしても、長管骨の変形としては取り扱いません。

ア 上腕骨に変形を残すもの

イ とう骨および尺骨の両方に変形を残すもの（ただし、とう骨または尺骨のいずれか一方のみの変形であっても、その程度が著しい場合には、これに該当します。）

#### 11 手指の障害

(1) 「指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節、その他の指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節骨の半分以上を亡失したもの、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）が強直しているものまたはその運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限されたものをいいます。

(3) 「指骨の一部を失ったもの」とは、指の末節骨の一部を失っていることがレントゲンで判明できる程度以上のものをいいます。

(4) 「遠位指節間関節を屈伸することができないもの」とは、遠位指節間関節（母指にあっては指節間関節）が完全強直の状態にあるもの、屈伸筋の損傷等原因が明らかなものであって、自動的屈伸が不能となったものをいいます。

(5) 指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはしません。

#### 12 下肢の障害

(1) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、ひざ関節および足関節）のすべての完全強直またはこれに近い状態にあるものをいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」は、上肢に準じます。

(3) 「関節の機能に著しい障害を残すもの」および「関節の機能に障害を残すもの」は、上肢に



準じます。

- (4) 「下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの」とは、大腿骨に偽関節を残すものまたは脛骨および腓骨の双方に偽関節を残すものをいいます。
- (5) 「下肢に偽関節を残すもの」とは、脛骨もしくは腓骨のいずれか一方に偽関節を残すものをいいます。
- (6) 下肢における「長管骨に変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当する場合をいい、その取り扱いは上肢に準じます。
  - ア 大腿骨に変形を残すもの
  - イ 脛骨に変形を残すもの

### 13 労務

- (1) 「労務」には、就学や家事その他日常生活に関する行為も含みます。
- (2) 「労働能力」とは、「労務」を遂行する能力をいいます。

### 14 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指の全体を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、次のものをいいます。
  - ア 第1足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの
  - イ 第1および第2足指にあっては、中足指節間関節または近位指節間関節（第1足指にあっては、指節間関節）の運動可能領域が生理的運動領域の2分の1以下に制限されたもの、第3から第5までの足指にあっては完全強直したもの
- (3) 足指の障害については、5足指をもって1足として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはしません。

### 15 醜状障害

- (1) 「外ぼう」とは、頭部、顔面部、頸部のように、上・下肢を除き日常露出する部分をいいます。
- (2) 上・下肢の露出面とは上肢にあってはひじ（肘）関節以下（手部を含みます。）の部分、下肢にあってはひざ（膝）関節以下（足背部を含みます。）の部分を行います。
- (3) 外ぼうにおける「著しい醜状を残すもの」とは、原則として、頭部にあっては、てのひら大（指の部分を除きます。以下同様とします。）以上の癬痕、顔面部にあっては鶏卵大面以上の癬痕または10円銅貨大以上の組織凹陷（人にすれ違って他人の注目を引く程度のもの）、頸部にあっては、てのひら大以上の癬痕をいいます。
- (4) 外ぼうにおける「相当程度の醜状を残すもの」とは、原則として、顔面部の長さ5センチメートル以上の線状痕をいいます。
- (5) 外ぼうにおける単なる「醜状」とは、原則として、頭部にあっては鶏卵大面以上の癬痕、顔面部にあっては10円銅貨大以上の癬痕または3センチメートル以上の線状痕、頸部にあっては鶏卵大面以上の癬痕をいいます。

### 16 生殖器の障害

「生殖器に著しい障害を残すもの」とは、生殖能力に著しい制限のあるものであって、性交不能をきたすような障害が含まれます。

### 17 同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下、1下肢については、股関節以下をすべて同一部位とします。
- (2) 眼または耳については、両眼または両耳をそれぞれ同一部位とします。
- (3) 表の第1級の5から8まで、第2級の5および6、第3級の5、第4級の6および7、第5級の8および第7級の11のいずれか1つに該当する後遺障害の場合には、両上肢、両下肢、10手指または10足指については、それぞれ同一部位とします。

- (4) 醜状障害については、頭部、顔面、頸部を同一部位とします。
- (5) 精神・神経障害については、精神、神経の両方を同一部位とします。
- (6) 胸腹部臓器（外生殖器を含みます。）は、すべて同一部位とします。

別表4 対象となる手術

手術の分類	手術の種類	支払倍率
頭部の手術	1 頭蓋内手術	40
	2 頭蓋骨手術（定位脳手術，穿頭術を含みます。）	20
	3 鼻骨・舌骨手術	10
目の手術	4 眼球摘除術	20
	5 白内障・水晶体手術	20
	6 角膜移植術	10
	7 前房・虹彩・硝子体手術	10
	8 網膜剥離・裂孔手術	10
	9 レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
	10 結膜嚢形成術	10
	11 涙小管・涙嚢手術	10
	12 眼窩内異物摘出術	10
	13 眼瞼下垂症手術	10
耳の手術	14 内耳・中耳手術（鼓室穿孔・鼓膜切開・鼓膜部分切除を除きます。）	20
顎部の手術	15 上顎骨・下顎骨手術（歯・歯肉の処置にともなうものを除きます。）	20
	16 顎関節手術	20
頸部の手術	17 喉頭切除術	20
	18 開頸による食道手術	20
	19 開頸による気管異物除去術	20
	20 甲状腺・副甲状腺手術	20
	21 頸動・静脈手術	20
胸部の手術	22 直視下心臓・大動脈手術	40
	23 肺切除術	40
	24 上記以外の開胸による肺・気管・気管支手術	40
	25 食道離断術	40
	26 開胸による食道手術	40
	27 上記以外の開胸による諸臓器の手術	40
	28 胸骨・肋骨手術	20
	29 ペースメーカー移植術（電池・リード・ジェネレーター交換を除きます。）	20
	30 上記以外の開胸術（横隔膜の手術を含みます。）	20
	31 乳房切断術（乳腺全摘出術を含みます。）	20

手術の分類	手術の種類	支払倍率
腹部の手術	32 腹部動脈間バイパス造成術	40
	33 胃切除術	40
	34 虫垂切除術	20
	35 上記以外の胃・腸・腸間膜手術〔切除・切開・縫合・剥離・固定術〕	20
	36 開腹による食道手術	20
	37 ヘルニア手術	10
	38 肝臓・胆嚢・胆道・すい臓手術	20
	39 副腎手術	20
	40 脾臓手術	20
	41 小腸・肝臓・すい臓・腎移植術（被移植者に限ります。また、すい島移植術を除きます。）	40
	42 子宮全摘除術（子宮腔上部切断術を含みます。）	40
	43 陰茎切断術	40
	44 腎臓・腎盂手術	20
	45 尿管・膀胱手術	20
	46 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
47 帝王切開娩出術	20	
48 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10	
49 上記以外の子宮手術（人工妊娠中絶術を除きます。）	20	
50 膣脱手術	20	
51 卵巣・卵管手術（経腔的手術は除きます。）	20	
52 経腔的卵巣・卵管手術	10	
53 上記以外の開腹術	10	
脊柱・骨盤の手術	54 脊髄硬膜内外手術	20
	55 脊椎・骨盤手術	20
四肢の手術	56 四肢切断術（手指・足指の手術を除きます。）	20
	57 切断四肢再接合術	20
	58 断端骨形成術（手指・足指の手術を除きます。）	10
	59 四肢骨手術（手指・足指の手術を除きます。）	10
	60 四肢関節手術（切除・離断・形成・脱臼整復術）（手指・足指の手術を除きます。）	10
	61 偽関節手術（手指・足指の手術を除きます。）	10
62 鎖骨・肩甲骨手術	10	
諸手術	63 植皮術（25cm <sup>2</sup> 未満を除きます。）	20
	64 骨移植術	20
	65 骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除きます。）	20
	66 血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除きます。）	20
	67 神経形成術（縫合・剥離・切除・移植術を含みます。）	20
	68 筋・腱・靭帯手術（手指・足指の手術および筋炎手術を除きます。）	10
	69 内視鏡または血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置を除きます。）	10

## 備 考

- 1 「手術」とは、器械、器具を用いて、生体に切断、摘除等の操作を加える観血手術（抜釘術（医療を目的として挿入した異物の除去を含みます。）、ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。）をいいます。ただし、表中のレーザー・冷凍凝固による眼球手術および内視鏡または血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術は、非観血手術の場合であっても、手術として扱います。
- 2 1の手術を受けた場合であって、表中の手術の種類の数に該当したときは、それらのうち最も高い支払倍率の手術に該当したものとします。ただし、その1の手術が内視鏡または血管・バスケットカテーテルを用いて行われたものであるときは、前立腺手術を除き、表中の内視鏡または血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術に該当したものとします。
- 3 表中のレーザー・冷凍凝固による眼球手術または内視鏡または血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（前立腺手術を除きます。）については、それぞれの手術ごとに、手術にかかる共済金が支払われる特約の責任開始の日以後に受けた最初の手術（共済金が支払われることとなる手術に限ります。以下この3において「最初の手術」といいます。）の日の翌日から200日以内に同一の治療を目的とした手術を2回以上受けた場合には、最初の手術を含めて手術を2回受けたものとみなします。この場合において、最初の手術を受けた日の翌日から200日を経過した後に手術を受けたときは、その手術を最初の手術とみなしてこの規定を適用します。
- 4 植皮術（25cm<sup>2</sup>未満を除きます。）については、同一の治療を目的として、25cm<sup>2</sup>未満の植皮術が2回以上行われている場合で、その合計面積が25cm<sup>2</sup>以上となったときを含みます。
- 5 定義
  - (1) 「頭蓋内手術」とは、頭蓋を広範囲に開窓し、頭蓋腔内の網膜もしくは脳または血管系等これらに付随するものに操作を加える手術をいいます。
  - (2) 「頭蓋骨手術」における「頭蓋骨」とは、鼻骨、上顎骨、下顎骨および舌骨を除く頭蓋骨をいいます。
  - (3) 「開頸」とは、頸部を切開することをいいます。
  - (4) 「開胸」とは、胸壁を切開し、胸腔内を開放することをいいます。
  - (5) 「開腹」とは、腹壁を切開し、腹腔内を開放することをいいます。

別表 5 病気死亡担保特約の後遺障害等級表

等級	後遺障害の状態
第 1 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>2 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>3 そしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>4 言語の機能を全く永久に失ったもの</li> <li>5 両上肢の用を全く永久に失ったもの</li> <li>6 両手の手指の全部を失ったもの</li> <li>7 両下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>8 両下肢の用を全く永久に失ったもの</li> <li>9 精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>10 神経系統の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>11 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> </ol>
第 2 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>2 両耳の聴力を全く永久に失ったもの</li> <li>3 そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>4 1上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>5 両手の手指の全部の用を全く永久に失ったもの</li> <li>6 1下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>8 精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>9 神経系統の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>10 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> </ol>
第 3 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 1上肢の用を全く永久に失ったもの</li> <li>3 1下肢の用を全く永久に失ったもの</li> <li>4 両足の足指の全部を失ったもの</li> <li>5 精神に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの</li> <li>6 神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの</li> <li>7 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの</li> </ol>
第 4 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 1眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>3 両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの</li> <li>4 そしゃくの機能に著しい障害を残すもの</li> <li>5 言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>6 せき柱に著しい変形を永久に残すもの</li> <li>7 せき柱に著しい運動障害を永久に残すもの</li> <li>8 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの</li> <li>9 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含み4手指を失ったもの</li> <li>10 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの</li> </ol>

## 備考

### 1 眼の障害

- (1) 視力の測定は、1眼ずつきょう正した視力について、万国式視力表により行います。
- (2) 「失明」とは、眼球を亡失（摘出）したもので、明暗を弁じ得ないものおよびようやく明暗を弁ずることができる程度のものをいいます。

### 2 そしゃく（嚥下を含む。）・言語の障害

- (1) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外は摂取できないものをいいます。
- (2) 「そしゃくの機能の著しい障害」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外は摂取できないものをいいます。
- (3) 「そしゃくの機能の障害」とは、固形食を摂取するのに制限を受けるものをいいます。
- (4) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
  - ア 語音構成機能の障害により4種の語音（口唇音、歯舌音、口がい音およびこう頭音をいいます。）のうち、3種以上の発音ができないもの
  - イ 声帯の全部の摘出により発音ができないもの
  - ウ 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が全くできないもの
- (5) 「言語機能の著しい障害」とは、語音構成機能の障害により4種の語音のうち、2種の発音ができないものをいいます。

### 3 耳の障害

- (1) 聴力の測定は、オーディオメーターにより測定します。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、平均純音聴力損失値が80dB以上のものをいいます。
- (3) 「聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの」とは、平均純音聴力損失値が70dB以上80dB未満のものをいいます。

### 4 精神または神経の障害

- (1) 「常に介護を要するもの」とは、高度の障害のために食物の摂取、排便、排尿、その後始末および衣服着脱、起居、歩行、入浴のいずれもが自分ではできず、常時、家族を含め、いわゆる第三者の介護、監視を要する場合をいい、医師または看護師の介護、監視の意味ではありません。
- (2) 「随時介護を要するもの」とは、高度の障害のために食物の摂取、排便、排尿、その後始末および衣服着脱、起居、歩行、入浴のいずれかが自分ではできるが、随時、家族を含め、いわゆる第三者の介護、監視を要する場合をいいます。

### 5 せき柱の障害

- (1) 「せき柱の著しい変形」とは、通常の上着を着用しても明らかにせき柱の変形がわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「せき柱の著しい運動障害」とは、せき柱の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下のものをいいます。

### 6 上肢の障害

- (1) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
  - ア 上肢に完全麻ひを残すもの
  - イ 上肢の3大関節（肩関節、ひじ関節および手関節をいいます。）に完全強直を残すものまたは人工骨頭もしくは人工関節を挿入置換した場合をいいます。
- (2) 「上肢の関節の用を全く永久に失ったもの」とは、上肢の関節に完全強直を残すものまたは人工骨頭もしくは人工関節を挿入置換した場合をいいます。

## 7 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節、その他の指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を亡失したもの、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直しているものまたはその運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限されたものをいいます。

## 8 下肢の障害

「下肢の用を全く永久に失ったもの」および「下肢の関節の用を全く永久に失ったもの」の解釈は、6に準じます。この場合、下肢の3大関節とは、また関節、ひざ関節および足関節をいいます。

## 9 労務

- (1) 「労務」には、就学や家事その他日常生活に関する行為も含みます。
- (2) 「労働能力」とは、「労務」を遂行する能力をいいます。

## 10 足指の障害

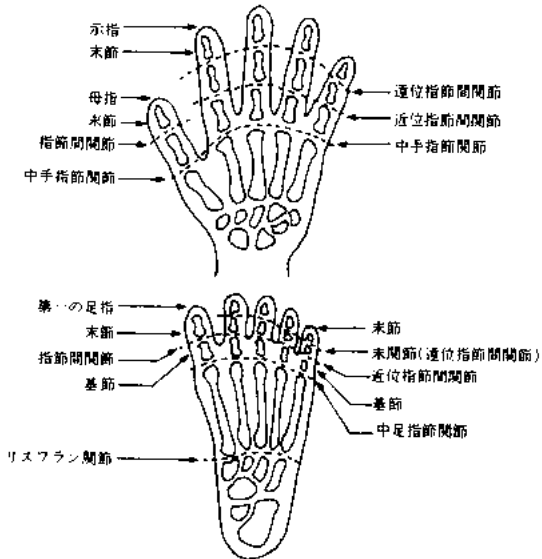
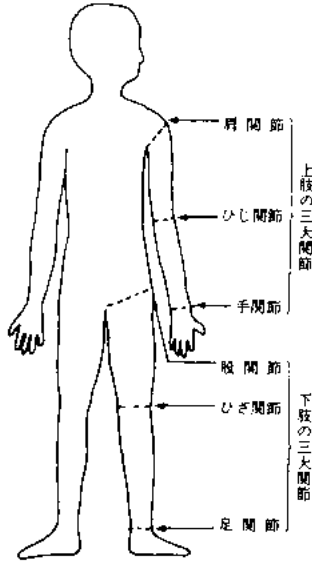
「足指を失ったもの」とは、足指の基節の2分の1以上を失ったものをいいます。

## 11 同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下、1下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。
- (2) 眼または耳については、両眼または両耳をそれぞれ同一部位とします。
- (3) 表の第2級の5または第3級の4のいずれかに該当する後遺障害の状態により病氣高度障害共済金を支払う場合には、10手指または10足指については、それぞれ同一部位とします。
- (4) 精神・神経障害については、精神、神経の両方を同一部位とします。



身体部位の説明図



JF 共水連各事業本部・事業所等所在地

(令和2年4月1日現在)

事業本部・事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
本 所	101-0047	千代田区内神田1-1-12 コープビル	03-3294-9641
事務センター近畿事業所	514-0009	津市羽所町515 第2いけだビル	059-213-1212
事務センター四国事業所	790-0002	松山市二番町4-6-2 水産会館	089-933-9740
北海道事業所	060-0003	札幌市中央区北3条西7-1 第2水産ビル	011-241-6761
東北ブロック	東北事業本部	985-0001	塩釜市新浜町2-9-32 第2水産会館ビル
	青森支店	030-0803	青森市安方1-1-32 水産ビル
	岩手支店	020-0023	盛岡市内丸16-1 水産会館
	宮城支店	985-0001	塩釜市新浜町2-9-32 第2水産会館ビル
	秋田支店	010-0951	秋田市山王3-8-15 水産会館
福島支店	998-0036	酒田市船場町2-2-1 県漁業協同組合	
	970-8044	いわき市中央台飯野4-3-1 水産会館	0246-28-4744
関東・東海ブロック	東京都事務所	108-0075	港区港南4-7-8 都漁連水産会館
	関東東海事業本部	101-0047	千代田区内神田1-1-12 コープビル
	茨城支店	310-0011	水戸市三の丸1-1-33 すいさん会館
	千葉支店	260-0021	千葉市中央区新宿2-3-8 水産会館
	神奈川支店	236-0051	横浜市金沢区富岡東2-1-22 県漁連ビル
	静岡支店	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル
愛知支店	460-0002	名古屋市中区丸の内3-4-31 水産会館	052-961-2647
北陸ブロック	北陸事業本部	920-0022	金沢市北安江3-1-38 水産会館
	新潟支店	950-0078	新潟市中央区万代島2-1 水産会館
	富山支店	930-0096	富山市舟橋北町4-19 森林水産会館
	石川支店	920-0022	金沢市北安江3-1-38 水産会館
福井支店	910-0005	福井市大手2-8-10 水産会館	0776-23-3769
近畿ブロック	三重県事務所	514-0006	津市広明町323-1 水産会館
	京都府事務所	624-0914	舞鶴市宇下安久無番地 水産会館
	兵庫県事務所	673-0883	明石市中崎1-2-3 水産会館
	和歌山県事務所	640-8241	和歌山市雑賀屋町東ノ丁30 水産会館
中国ブロック	岡山県事務所	700-0823	岡山市北区丸の内1-9-6 児島湾漁村センター
	鳥取県事務所	680-0802	鳥取市青葉町3-111 水産会館
	島根県事務所	690-0007	松江市御手船場町575 水産会館
	広島県事務所	730-0051	広島市中区大手町2-9-6 水産会館
	山口県事務所	750-0067	下関市大和町1-16-1 下関漁港ビル
四国ブロック	愛媛県事務所	790-0002	松山市二番町4-6-2 水産会館
	四国事業本部	760-0031	高松市北浜町9-12 信漁連会館
	徳島支店	770-0873	徳島市東沖洲2-13 水産会館
	香川支店	760-0031	高松市北浜町9-12 信漁連会館
	高知支店	780-0870	高知市本町1-6-21 水産会館
九州ブロック	長崎県事務所	850-0036	長崎市五島町2-27 漁協会館
	大分県事務所	870-0021	大分市府内町3-5-7 水産会館
	鹿児島県事務所	890-0053	鹿児島市中央町29-1 鹿児島共栄火災ビル
	九州事業本部	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-4-19 水産会館
	福岡支店	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-4-19 水産会館
	佐賀支店	840-0034	佐賀市西与賀町厘外826-1 水産会館別館
熊本支店	861-5274	熊本市西区新港1-4-15 水産会館	
宮崎支店	880-0858	宮崎市港2-6 水産会館	
沖縄支店	900-0016	那覇市前島3-25-39 水産会館	098-860-2626
事務局	大阪府漁業協同組合連合会	596-0015	岸和田市地藏浜町11-1
	滋賀県漁業協同組合連合会	520-0801	大津市におの浜4-4-23
お客様相談センター（本所） 受付：午前10～12時 午後1～5時（土日・祝日・年末年始を除く）			0120-897-837



お問い合わせは

N007208 (R 2 . 4 . 昭 . 25,000)  
(令和 2 年 4 月 1 日)